変更後 国際周波数分配の脚注

(略)

5. 54B

付加分配:アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラン、イ ラク、クウェート、レバノン、モロッコ、カタール、シリア、スーダン及びチュニジアでは、8.3-9kHz の周波数 | 帯は、一次的基礎で無線航行業務、固定業務及び移動業務にも分配する。

(略)

5, 55

付加分配:アルメニア、ロシア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、14-17kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務に分配する。

5. 56

14-19.95kHz 及び20.05-70kHzの周波数帯並びに第一地域では72-84kHz 及び86-90kHzの周波数帯が分配された 業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。これらの局は、有害な混信からの保護を与えられ る。アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、<u>ジョージア</u>、カザフスタン、キルギス、タジキスタン 及びトルクメニスタンでは、25kHz 及び 50kHz の周波数は、同一の条件でこの目的に使用される。

(略)

5, 58

付加分配:アルメニア、アゼルバイジャン、ジョージア、カザフスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン及び トルクメニスタンでは、67-70kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

(略)

5.68

代替分配:コンゴ共和国、コンゴ民主共和国及び南アフリカ共和国では、160-200kHz の周波数帯は、一次的基礎 で固定業務に分配する。

(略)

5.75

業務の種類の地域差:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、モルドバ、キルギス、 タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びルーマニアの黒海地方では、海上無線航行業務による315-325kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とし、バルト海地方では、この周波数帯において海上無線航行業務又は航空無線 航行業務の新設局に周波数を割り当てる場合には、関係主管庁間で事前に協議を行うことを条件とする。

(略)

5.93

付加分配:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、カザフスタン、ラ トビア、リトアニア、モンゴル、ナイジェリア、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、タジキス タン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、1625-1635kHz、1800-1810kHz 及び 2160-2170kHz の周波数 帯は、無線通信規則第9.21号に定める手続に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び陸上 移動業務にも分配する。

(略)

変更前

国際周波数分配の脚注

(略)

5. 54B

付加分配:アルジェリア、サウジアラビア、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラク、レバノン、モロッ コ、カタール、シリア、スーダン及びチュニジアでは、8.3-9kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務、固定 業務及び移動業務にも分配する。

(略)

5.55

付加分配:アルメニア、アゼルバイジャン、ロシア、グルジア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタ ンでは、14-17kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務に分配する。

5. 56

14-19.95kHz 及び20.05-70kHz の周波数帯並びに第一地域では72-84kHz 及び86-90kHz の周波数帯が分配された 業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。これらの局は、有害な混信からの保護を与えられ る。アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、<mark>グルジア</mark>、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及 びトルクメニスタンでは、25kHz 及び 50kHz の周波数は、同一の条件でこの目的に使用される。

(略)

5, 58

付加分配:アルメニア、アゼルバイジャン、<mark>グルジア</mark>、カザフスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン及びト ルクメニスタンでは、67-70kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

(略)

5.68

代替分配:アンゴラ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国及び南アフリカ共和国では、160-200kHz の周波数帯は、 一次的基礎で固定業務に分配する。

(略)

5.75

業務の種類の地域差:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、モルドバ、キルギス、 タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びルーマニアの黒海地方では、海上無線航行業務による 315-325kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とし、バルト海地方では、この周波数帯において海上無線航行業務又は航空無線 航行業務の新設局に周波数を割り当てる場合には、関係主管庁間で事前に協議を行うことを条件とする。

(略)

5.93

- 付加分配:**アンゴラ**、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、<mark>グルジア</mark> 、ハンガリー、カザフ スタン、ラトビア、リトアニア、モンゴル、ナイジェリア、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、 タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、1625-1635kHz、1800-1810kHz 及び 2160-2170kHz の周波数帯は、無線通信規則第9.21号に定める手続に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務 及び陸上移動業務にも分配する。

(略)

5.96

ドイツ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、クロアチア、デンマーク、エストニア、ロシア、フィンランド、ジョージア、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イスラエル、カザフスタン、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マルタ、モルドバ、ノルウェー、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、チェコ、スウェーデン、スイス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、主管庁は、1715-1800kHz 及び 1850-2000kHz の周波数帯のうち 200kHz までを自国のアマチュア業務に分配することができる。ただし、主管庁は、この帯域内の周波数帯を自国のアマチュア業務に分配するときは、隣接国の主管庁と事前に協議を行った上、自国のアマチュア業務が他国の固定業務及び移動業務に有害な混信を与えることを避けるために必要となる措置を執らなければならない。また、いかなるアマチュア局の平均電力も 10W を超えてはならない。

(略)

5. 98

代替分配:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、カメルーン、コンゴ共和国、デンマーク、エジプト、エリトリア、スペイン、エチオピア、ロシア、<u>ジョージア</u>、ギリシャ、イタリア、カザフスタン、レバノン、リトアニア、シリア、キルギス、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン <u>及び</u>トルコでは、1810-1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

(略)

5. 102

代替分配:ボリビア、チリ、パラグアイ及びペルーでは、1850-2000kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務(航空移動を除く。)、無線標定業務及び無線航行業務に分配する。

(略)

5. 119

付加分配:ペルーでは、3500-3750kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

(略)

5. 122

代替分配:ボリビア、チリ、エクアドル、パラグアイ<u>及び</u>ペルーでは、3750-4000kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

(略)

5. 128

4063-4123kHz 及び 4130-4438kHz の周波数帯は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、平均電力が 50W を超えない固定業務の局であって、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに例外的に使用することができる。さらに、アフガニスタン、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボツワナ、ブルキナファソ、中央アフリカ、中華人民共和国、ロシア、ジョージア、インド、カザフスタン、マリ、ニジェール、パキスタン、キルギス、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、平均電力が 1kW を超えない固定業務の局であって、海岸から少なくとも 600km 離れたものは、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、4063-4123kHz、4130-4133kHz 及び 4408-4438kHz の周波数帯で運用することができる。(略)

5.96

ドイツ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、デンマーク、エストニア、ロシア、フィンランド、グルジア、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イスラエル、カザフスタン、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マルタ、モルドバ、ノルウェー、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、チェコ、スウェーデン、スイス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、主管庁は、1715-1800kHz及び1850-2000kHzの周波数帯のうち200kHzまでを自国のアマチュア業務に分配することができる。ただし、主管庁は、この帯域内の周波数帯を自国のアマチュア業務に分配するときは、隣接国の主管庁と事前に協議を行った上、自国のアマチュア業務が他国の固定業務及び移動業務に有害な混信を与えることを避けるために必要となる措置を執らなければならない。また、いかなるアマチュア局の平均電力も10Wを超えてはならない。

(略)

5.98

代替分配: アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、カメルーン、コンゴ共和国、デンマーク、エジプト、エリトリア、スペイン、エチオピア、ロシア、グルジア、ギリシャ、イタリア、カザフスタン、レバノン、リトアニア、シリア、キルギス、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン、トルコ及びウクライナでは、1810-1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

(略)

5. 102

代替分配:ボリビア、チリ<u>、メキシコ</u>、パラグアイ<u>、</u>ペルー<u>及びウルグアイ</u>では、1850-2000kHz の周波数帯は、 一次的基礎で固定業務、移動業務(航空移動を除く。)、無線標定業務及び無線航行業務に分配する。

(略)

5. 119

付加分配: <u>ホンジュラス、メキシコ及び</u>ペルーでは、3500-3750kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び 移動業務にも分配する。

(略)

5. 122

代替分配:ボリビア、チリ、エクアドル、パラグアイ、ペルー<u>及びウルグアイ</u>では、3750-4000kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

(略)

5. 128

4063-4123kHz 及び 4130-4438kHz の周波数帯は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、平均電力が 50W を超えない固定業務の局であって、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに例外的に使用することができる。さらに、アフガニスタン、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボツワナ、ブルキナファソ、中央アフリカ、中華人民共和国、ロシア、グルジア、インド、カザフスタン、マリ、ニジェール、パキスタン、キルギス、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、平均電力が 1kW を超えない固定業務の局であって、海岸から少なくとも 600km 離れたものは、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、4063-4123kHz、4130-4133kHz 及び 4408-4438kHz の周波数帯で運用することができる。(略)

#### 5. 132B

代替分配:アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、4438-4488kHz の周波数帯は、 一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する。

#### 5. 133

業務の種類の地域差:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、<u>ジョージア</u>、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、ニジェール、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、5130-5250kHz の周波数帯は、一次的基礎で移動業務(航空移動を除く。)に分配する(無線通信規則第 5.33 号参照)。

#### 5. 133A

代替分配:アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、5250-5275kHz 及び 26200-26350kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

#### 5. 133B

5351. 5-5366. 5kHz の周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が 15W を超えてはならない。ただし、メキシコでは、5351. 5-5366. 5kHz の周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が 20W を超えてはならない。以下の第二地域の国:アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、エルサルバドル、エクアドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントルシア、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ並びに第二地域におけるオランダの海外領土では、5351. 5-5366. 5kHz の周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が 25W を超えてはならない。

#### (略)

#### 5. 139

業務の種類の地域差:2009 年 3 月 29 日までは、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、<u>ジョージア</u>、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、陸上移動業務に対する6765-7000kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

#### 5. 140

付加分配:アンゴラ、イラク、ソマリア及びトーゴでは、7000-7050kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

# (略)

#### 5. 141B

(略)

付加分配:2009年3月29日より後に、アルジェリア、サウジアラビア、オーストラリア、バーレーン、ボツワナ、ブルネイ、中華人民共和国、コモロ、大韓民国、ディエゴ・ガルシア、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、ギニア、インドネシア、イラン、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、ニュージーランド、オマーン、パプアニューギニア、カタール、シリア、シンガポール、スーダン、南スーダン、チュニジア、ベトナム及びイエメンでは、7100-7200 kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務にも分配する。

#### 5. 132B

代替分配:アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、4438-4488kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する。

#### 5. 133

業務の種類の地域差:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、<u>グルジア</u>、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、ニジェール、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、5130-5250kHz の周波数帯は、一次的基礎で移動業務(航空移動を除く。)に分配する(無線通信規則第5.33号参照)。

#### 5. 133A

代替分配: アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、5250-5275kHz 及び 26200-26350kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

#### (略)

#### 5. 139

業務の種類の地域差:2009 年3月29日までは、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、<u>グルジア</u>、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、陸上移動業務に対する6765-7000kHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

#### 5. 140

付加分配:アンゴラ、イラク、ケニア、ソマリア及びトーゴでは、7000-7050kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

# (略)

#### 5. 141B

付加分配:2009年3月29日より後に、アルジェリア、サウジアラビア、オーストラリア、バーレーン、ボツワナ、ブルネイ、中華人民共和国、コモロ、大韓民国、ディエゴ・ガルシア、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、インドネシア、イラン、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、ニュージーランド、オマーン、パプアニューギニア、カタール、シリア、シンガポール、スーダン、南スーダン、チュニジア、ベトナム及びイエメンでは、7100-7200 kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務にも分配する。

# (略)

#### 5. 145B

代替分配:アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、9305-9355kHz 及び 16100-16200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

(略)

#### 5. 149A

代替分配:アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、13450-13550kHz の周波数帯 は、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で航空移動(R)を除く移動業務に分配する。

(略)

#### 5. 152

付加分配:アルメニア、アゼルバイジャン、中華人民共和国、コートジボワール、ロシア、ジョージア、イラン、 カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、14250-14350kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。固定業務の局は、24dBW を超える輻射電力を使用してはなら ない。

(略)

#### 5. 154

付加分配:アルメニア、アゼルバイジャン、ロシア、<u>ジョージア</u>、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ト ルクメニスタン及びウクライナでは、18068-18168kHz の周波数帯は、1kW を超えない尖頭包絡線電力による国境内 での使用のため、一次的基礎で固定業務にも分配する。

## 5. 155

付加分配:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、モルドバ、モン ゴル、ウズベキスタン、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、 21850-21870kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(R)業務にも分配する。

#### 5. 155A

アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、<mark>ジョージア</mark>、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズ ベキスタン、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850-21870kHz の周 波数帯の固定業務での使用は、航空機の航行の安全に関する業務に限る。

(略)

#### 5. 158

代替分配:アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、24450-24600kHz の周波数帯 は、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務に分配する。

# 5. 159

代替分配:アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、39-39.5MHz の周波数帯は、 一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

(略)

#### 5. 161B

代替分配:アルバニア、ドイツ、アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビ ナ、キプロス、バチカン、クロアチア、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ギリシャ、| ナ*、*ブルガリア 、キプロス、バチカン、クロアチア、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フラ ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イタリア、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテン|ンス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イタリア、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラビア シュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、ウズベキス|共和国、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、ノルウ

#### 5. 145B

代替分配: アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、9305-9355kHz 及び 16100-16200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

(略)

#### 5. 149A

代替分配:アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、13450-13550kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で航空移動(R)を除く移動業務に分配する。

5. 152

付加分配:アルメニア、アゼルバイジャン、中華人民共和国、コートジボワール、ロシア、<mark>グルジア</mark>、イラン、 カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、14250-14350kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。固定業務の局は、24dBW を超える輻射電力を使用してはなら ない。

(略)

# 5. 154

| 付加分配:アルメニア、アゼルバイジャン、ロシア、<mark>グルジア</mark>、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トル クメニスタン及びウクライナでは、18068-18168kHz の周波数帯は、1kW を超えない尖頭包絡線電力による国境内で の使用のため、一次的基礎で固定業務にも分配する。

#### 5, 155

付加分配:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、<mark>グルジア</mark>、カザフスタン、モルドバ、モンゴ ル、ウズベキスタン、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850-21870kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(R)業務にも分配する。

#### 5. 155A

アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、<mark>グルジア</mark>、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベ キスタン、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850-21870kHz の周波 数帯の固定業務での使用は、航空機の航行の安全に関する業務に限る。

(略)

#### 5. 158

代替分配:アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、24450-24600kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務に分配する。

# 5. 159

- 代替分配:アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、39-39.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

(略)

#### 5. 161B

代替分配:アルバニア、ドイツ、アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビ

ウェーデン、スイス、トルコ及びウクライナでは、42-42.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務 に分配する。

(略)

5, 163

付加分配:アルメニア、ベラルーシ、ロシア、<u>ジョージア</u>、ハンガリー、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、 ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、47-48.5MHz 及び 56.5-58MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

5. 164

付加分配:アルバニア、アルジェリア、ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワ ナ、ブルガリア、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フラン ス、ガボン、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、レバノン、リビア、リヒテンシュタイ ン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、モナコ、モンテネグ ロ、ナイジェリア、ノルウェー、オランダ、ポーランド、シリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、セル ビア、スロベニア、スウェーデン、スイス、スワジランド、チャド、トーゴ、チュニジア及びトルコでは、47-68MHz の周波数帯、南アフリカ共和国では47-50MHzの周波数帯、ラトビアでは48.5-56.5MHzの周波数帯は、一次的基礎 で陸上移動業務にも分配する。ただし、この脚注に掲げる国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国の現存の 又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送局からの保護を要求してはならない。 (略)

5.166 (未使用)

5. 167

代替分配:バングラデシュ、ブルネイ、インド、イラン、パキスタン 及び シンガポールでは、50-54MHz の周波 数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務に分配する。

5. 167A

付加分配:インドネシア及びタイでは、50-54MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業 務にも分配する。

(略)

5.170

付加分配:ニュージーランドでは、51-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。 (略)

5. 172

業務の種類の地域差:第二地域のフランス海外県及びガイアナでは、固定業務及び移動業務による54-68MHzの 周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5. 173

業務の種類の地域差: 第二地域のフランス海外県 及び ガイアナでは、固定業務及び移動業務による 68-72MHz の 周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

(略)

タン、オランダ、ポルトガル、キルギス、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、サンマリノ、スロベニア、ストェー、ウズベキスタン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、キルギス、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英 国、サンマリノ、スロベニア、スウェーデン、スイス、トルコ及びウクライナでは、42-42.5MHz の周波数帯は、-次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

(略)

5. 163

- 付加分配 : アルメニア、ベラルーシ、ロシア、<u>グルジア</u>、ハンガリー、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、ウ ズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、47-48.5MHz 及び 56.5-58MHz の 周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

5. 164

付加分配:アルバニア、アルジェリア、ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワ ナ、ブルガリア、コートジボワール、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ギ リシャ、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、 ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、モナコ、モンテネグロ、ナイジェリア、 ノルウェー、オランダ、ポーランド、シリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、セルビア、スロベニア、 スウェーデン、スイス、スワジランド、チャド、トーゴ、チュニジア及びトルコでは、47-68MHz の周波数帯、南ア フリカ共和国では47-50MHzの周波数帯、ラトビアでは48.5-56.5MHzの周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務に も分配する。ただし、この脚注に掲げる国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国の現存の又は計画された放 送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送局からの保護を要求してはならない。

(略)

5. 166

代替分配:ニュージーランドでは、50-51MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配し 53-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

5. 167

代替分配:バングラデシュ、ブルネイ、インド、イラン、パキスタン、シンガポール 及びタイ では、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務に分配する。

5. 167A

付加分配:インドネシアでは、50-54MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務にも分配 する。

(略) 5.170

> 付加分配:ニュージーランドでは、51-53MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。 (略)

5. 172

業務の種類の地域差:第二地域のフランス海外県、ガイアナ、ジャマイカ及びメキシコでは、固定業務及び移 動業務による 54-68MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5.173

業務の種類の地域差:第二地域のフランス海外県、ガイアナ 、ジャマイカ及びメキシコ では、固定業務及び移 動業務による 68-72MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

(略)

#### 5. 175

代替分配:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、モルドバ、ウズ ベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、68-73MHz 及び 76-87.5MHz の周波 数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。ラトビア及びリトアニアでは、68-73MHz 及び 76-87.5MHz の周波数帯 は、一次的基礎で放送業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する。その他の国でこれらの周波数帯が分配さ れている業務及び上に掲げる国の放送業務は、関係する隣接国の同意を得ることを条件とする。

(略)

#### 5. 177

付加分配:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、ウズベキスタン、 キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、73-74MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務にも分配する。

(略)

#### 5.179

付加分配:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、ロシア、ジョージア、カザフスタン、 リトアニア、モンゴル、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、74.6-74.8MHz 及び 75.2-75.4MHz の周波数帯は、地上に設置した送信機のためにのみ、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。 (略)

#### 5. 185

業務の種類の地域差:アメリカ合衆国、第二地域のフランス海外県、ガイアナ及びパラグアイでは、固定業務及 び移動業務による 76-88MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

(略)

#### 5.201

付加分配:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エストニア、ジョージア、ハンガリー、 イラン、イラク、日本、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、モザンビーク、ウズベキスタン、パプアニューギニ ア、ポーランド、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、132-136MHz の周 波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁 は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

#### 5.202

付加分配:サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、アラブ首長国連邦、 ジョージア、イラン、ヨルダン、モルドバ、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、ルーマ ニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、136-137MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR) 業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当 てられた周波数について考慮しなければならない。

(略)

# 5.206

業務の種類の地域差:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エジプト、フィンランド、フ ランス、<mark>ジョージア</mark>、ギリシャ、カザフスタン、レバノン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、 ランス、<mark>グルジア</mark>、ギリシャ、カザフスタン、レバノン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キ キルギス、シリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナ|ルギス、シリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナで

#### 5, 175

代替分配:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、<mark>グルジア</mark>、カザフスタン、モルドバ、ウズベ キスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、68-73MHz 及び 76-87.5MHz の周波数 帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。ラトビア及びリトアニアでは、68-73MHz 及び 76-87.5MHz の周波数帯は、 一次的基礎で放送業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する。その他の国でこれらの周波数帯が分配されて いる業務及び上に掲げる国の放送業務は、関係する隣接国の同意を得ることを条件とする。

(略)

#### 5. 177

付加分配:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、ウズベキスタン、 キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、73-74MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務にも分配する。

(略)

#### 5.179

付加分配:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、ロシア、グルジア、カザフスタン、 リトアニア、モンゴル、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、74.6-74.8MHz 及び 75.2-75.4MHz の周波数帯は、地上に設置した送信機のためにのみ、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。 (略)

#### 5. 185

業務の種類の地域差:アメリカ合衆国、第二地域のフランス海外県、ガイアナ 、ジャマイカ、メキシコ 及びパ ラグアイでは、固定業務及び移動業務による 76-88MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

(略)

#### 5.201

付加分配:**アンゴラ**、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エストニア、グルジア 、ハ ンガリー、イラン、イラク、日本、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、モンゴル、モザンビーク、ウズベキス タン、パプアニューギニア、ポーランド、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライ ナでは、132-136MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当 てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。 5, 202

付加分配:サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、アラブ首長国連邦、 <u>グルジア、イラン、ヨルダン、ラトビア、モルドバ、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギ</u> ス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、136-137MHz の周波数帯は、一次的基礎で 航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行 う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

(略)

#### 5. 206

業務の種類の地域差:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エジプト、フィンランド、フ

では、航空移動 (OR) 業務による 137-138MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする (無線通信規則第 5.33 号参照)。

(略)

#### 5, 208B

137-138MHz、387-390MHz、400.15-401MHz、1452-1492MHz、1525-1610MHz、1613.8-1626.5MHz、2655-2670MHz、2670-2690MHz 及び21.4-22GHz の周波数帯は、決議第739(WRC-15、改)の規定を適用する。

(略)

#### 5.211

付加分配:ドイツ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、デンマーク、アラブ首長国連邦、スペイン、フィンランド、ギリシャ、ギニア、アイルランド、イスラエル、ケニア、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、カタール、スロバキア、英国、セルビア、スロベニア、ソマリア、スウェーデン、スイス、タンザニア、チュニジア及びトルコでは、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で海上移動業務及び陸上移動業務にも分配する。

(略)

#### 5, 220

移動衛星業務による 149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従った調整を条件とする。

#### 5. 221

148-149.9MHz の周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、次に掲げる国の分配表に従って運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

アルバニア、アルジェリア、ドイツ、サウジアラビア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルガリア、カメルーン、中華人民共和国、キプロス、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、クロアチア、キューバ、デンマーク、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、スペイン、エストニア、エチオピア、ロシア、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レソト、ラトビア、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マレーシア、マリ、マルタ、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、ノルウェー、ニュージーランド、オマーン、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、オランダ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、ルーマニア、英国、セネガル、セルビア、シエラレオネ、シンガポール、スロベニア、スーダン、スリランカ、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ベトナム、イエメン、ザンビア及びジンバブエ

#### 5.222(未使用)

は、航空移動(OR)業務による137-138MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

(略)

#### 5. 208B

137-138MHz、387-390MHz、400.15-401MHz、1452-1492MHz、1525-1610MHz、1613.8-1626.5MHz、2655-2670MHz、2670-2690MHz 及び21.4-22GHzの周波数帯は、決議第739(WRC-07、改)の規定を適用する。

(略)

#### 5.211

付加分配:ドイツ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、デンマーク、アラブ首長国連邦、スペイン、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、ケニア、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、カタール、スロバキア、英国、セルビア、スロベニア、ソマリア、スウェーデン、スイス、タンザニア、チュニジア及びトルコでは、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で海上移動業務及び陸上移動業務にも分配する。

(略)

#### 5, 220

移動衛星業務による 149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従った調整を条件とする。<u>移動衛星業務は、149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の無線航行衛星業務</u>の発達と使用を妨げてはならない。

#### 5. 221

148-149.9MHz の周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、次に掲げる国の分配表に従って運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

アルバニア、アルジェリア、ドイツ、サウジアラビア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルガリア、カメルーン、中華人民共和国、キプロス、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、クロアチア、キューバ、デンマーク、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、スペイン、エストニア、エチオピア、ロシア、フィンランド、フランス、ガボン、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レソト、ラトビア、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マレーシア、マリ、マルタ、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、ノルウェー、ニュージーランド、オマーン、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、オランダ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、ルーマニア、英国、セネガル、セルビア、シエラレオネ、シンガポール、スロベニア、スーダン、スリランカ、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、スワジランド、タンザニア、チャド、タイ、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ベトナム、イエメン、ザンビア及びジンバブエ

#### 5. 222

無線航行衛星業務による 149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯は、宇宙研究業務の受信地球局も使用することができる。

5.223(未使用)

(略)

5.224A(未使用)

5.224B(未使用)

(略)

5. 228A

161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯は、捜索救助活動及びその他安全に関する通信を目的とする航空機局に使用することができる。

# 5. 228AA

<u>海上移動衛星業務(地球から宇宙)による161.9375-161.9625MHz 及び161.9875-162.0125MHz の周波数帯の使用</u>は、無線通信規則付録第18号に従って運用するシステムに限る。

(略)

5.232(未使用)

(略)

5.234(未使用)

(略)

5.256A

付加分配:中華人民共和国、ロシア 及び カザフスタンでは、258-261MHz の周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)の局は、この周波数帯の移動業務及び移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせ、それらの局からの保護を要求し、また、それらの局の使用及び発達を妨げてはならない。また、宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)の局は、他国における固定業務の局の将来の発達を妨げてはならない。

(略)

5.260(未使用)

(略)

5. 262

付加分配:サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ボツワナ、コロンビア、

5.223

固定業務及び移動業務による 149.9-150.05MHz の周波数帯の使用は、無線航行衛星業務に有害な混信を生じさせるおそれがあるため、主管庁は、無線通信規則第 4.4 号を適用するような使用を認めないよう要請される。

(略)

<u>5. 224A</u>

移動衛星業務(地球から宇宙)による 149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の使用は、2015 年 1 月 1 日までは陸上移動衛星業務(地球から宇宙)に限る。

5. 224B

<u>無線航行衛星業務に対する 149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の分配は、2015 年 1 月 1 日まで効力を有する。</u>

(略)

5. 228A

161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯は、捜索救助活動及びその他安全に関する通信を目的とする航空機局に使用することができる。

(略)

5. 232

付加分配:日本では、170-174MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

(略)

<u>5. 234</u>

業務の種類の地域差:メキシコでは、固定業務及び移動業務に対する 174-216MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

(略)

5. 256A

付加分配:中華人民共和国、ロシア、カザフスタン 及びウクライナでは、258-261MHz の周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)の局は、この周波数帯の移動業務及び移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせ、それらの局からの保護を要求し、また、それらの局の使用及び発達を妨げてはならない。 また、宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)の局は、他国における固定業務の局の将来の発達を妨げてはならない。

(略)

5.260

固定業務及び移動業務による 399.9-400.05MHz の周波数帯の使用は、無線航行衛星業務に有害な混信を与え得ることを考慮し、主管庁は、無線通信規則第 4.4 号を適用するような使用を認めないよう要請される。

(略)

5. 262

付加分配:サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ボツワナ、コロンビア、

ラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リベリア、マレーシア、モルドバ、オマーン、ウズベキスタン、 パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、シンガポール、ソマリア、タジキスタン、チャド、トル クメニスタン及びウクライナでは、400.05-401MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配す る。

(略)

5.265 403-410MHz の周波数帯は、決議第205号(WRC-15、改)を適用する。

(略)

5.268

宇宙研究業務による 410-420MHz の周波数帯の使用は、軌道を周回する有人宇宙船による <u>宇宙から宇宙への通信</u> 回線に限る。410-420MHzの周波数帯による宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の送信局からの発射により生ずる地表 面での電力東密度は、電波の到来角を δ、参照帯域幅を 4kHz とした場合に、 $0^{\circ} \le \delta \le 5^{\circ}$  に対しては-153dB(W) $m^2$ )、 $5^{\circ} \leq \delta \leq 70^{\circ}$  に対しては-153+0.077( $\delta$ -5)dB( $W/m^2$ )、 $70^{\circ} \leq \delta \leq 90^{\circ}$  に対しては-148dB( $W/m^2$ )を超えてはな らない。この周波数帯においては、宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の局は、固定業務及び移動業務の局からの保護 を要求し、また、それらの局の使用と発達を妨げてはならない。無線通信規則第4.10号の規定は適用しない。 (略)

5.275

付加分配:クロアチア、エストニア、フィンランド、リビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグ ロ 及び セルビアでは、430-432MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動 を除く。)にも分配する。

5.276

付加分配:アフガニスタン、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルキ ナファソ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、エリトリア、エチオピア、ギリシャ、ギニア、イ ンド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、リビア、マレー シア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共 和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、スイス、タイ、トーゴ、トルコ及びイエメンでは、430-440MHz の周波 数帯は、一次的基礎で固定業務にも 分配し、430-435MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、エクアドルを除き、-次的基礎で移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5.277

付加分配:アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カメルーン、コンゴ共和国、ジブチ、ロシ ア、ジョージア、ハンガリー、イスラエル、カザフスタン、マリ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、コン ゴ民主共和国、キルギス、スロバキア、ルーマニア、ルワンダ、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウ クライナでは、430-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

(略)

5.279A

地球探査衛星業務(能動)のセンサーによる432-438MHzの周波数帯の使用は、ITU-R勧告SA. 1260-1に従うものとす る。さらに、432-438MHzの周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有 害な混信を生じさせてはならない。

この脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)が無線通信規則第5.29 号及び第5.30 号の規定に従った 二次的基礎 |

キューバ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、ロシア、<mark>ジョージア</mark>、ハンガリー、イラン、イラク、イス トューバ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、ロシア、<mark>グルジア</mark>、ハンガリー、イラン、イラク、イスラ エル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リベリア、マレーシア、モルドバ、オマーン、ウズベキスタン、パ キスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、シンガポール、ソマリア、タジキスタン、チャド、トルク メニスタン及びウクライナでは、400.05-401MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

(略)

5.265(未使用)

(略)

5, 268

宇宙研究業務による 410-420MHz の周波数帯の使用は、軌道を周回する有人宇宙船による 5km の範囲内の通信 に 限る。船外活動 からの発射により生ずる地表面での電力東密度は、電波の到来角を δ、参照帯域幅を 4kHz とした 場合に、 $0^{\circ} \leq \delta \leq 5^{\circ}$  に対しては-153dB(W/m²)、 $5^{\circ} \leq \delta \leq 70^{\circ}$  に対しては-153+0.077( $\delta$ -5)dB(W/m²)、 $70^{\circ}$  $\leq \delta \leq 90^{\circ}$  に対しては-148dB(W/m²)を超えてはならない。無線通信規則第 4.10 号は、船外活動には適用しない。 この周波数帯においては、宇宙研究業務(宇宙から宇宙)は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、また、 それらの局の使用と発達を妨げてはならない。

(略)

5.275

- 付加分配:クロアチア、エストニア、フィンランド、リビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグ ロ、セルビア 及びスロベニア では、430-432MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動 業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5.276

付加分配:アフガニスタン、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルキ ナファソ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、エリトリア、エチオピア、ギリシャ、ギニア、イ ンド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、リビア、マレー シア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共 和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、スイス、<mark>タンザニア</mark>、タイ、トーゴ、トルコ及びイエメンでは、430-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも、430-435MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で移動業務(航 空移動を除く。)にも分配する。

5, 277

付加分配:アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カメルーン、コンゴ共和国、ジブチ、ロシ ア、グルジア、ハンガリー、イスラエル、カザフスタン、マリ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、コンゴ 民主共和国、キルギス、スロバキア、ルーマニア、ルワンダ、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウク ライナでは、430-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

(略)

5.279A

地球探査衛星業務(能動)のセンサーによるこの周波数帯の使用は、ITU-R勧告SA. 1260-1に従うものとする。さら に、432-438MHzの周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信 を生じさせてはならない。

この脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)が無線通信規則第5.29 号及び第5.30 号の規定に従った 二次的基礎

として運用することを何ら損なうものではない。

(略)

#### 5. 286AA

450-470MHz の周波数帯は、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される(決議第 224(WRC-15、改)参照)。 ただし、この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、 また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

(略)

#### 5.287

海上移動業務による <u>457.5125-457.5875MHz 及び 467.5125-467.5875MHz</u>の周波数 <u>帯の使用</u> は、船上通信局 <u>に限</u> <u>る。使用装置の特性やチャンネルの配置は、ITU-R 勧告 M.1174-3 による。</u>領水内におけるこれらの周波数<u>帯</u>の使用は、関係主管庁の国内規制に従うことを条件とする。

#### 5. 288

アメリカ合衆国及びフィリピンの領水内では、船上通信局で使用することが望ましい周波数は、457.525MHz、457.550MHz、457.575MHz 及び 457.600MHz とし、これらの周波数は、それぞれ、467.750 MHz、467.775 MHz、467.800 MHz 及び 467.825 MHz と対に組み合わされる。使用装置の特性は、ITU-R 勧告 M. <u>1174-3</u>の規定に適合しなければならない。

(略)

#### 5. 291A

付加分配:ドイツ、オーストリア、デンマーク、エストニア、リヒテンシュタイン、チェコ、セルビア 及びスイスでは、470-494MHz の周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。この使用は、決議第 217 (WRC-97) に従ってウィンドプロファイラレーダーの運用に限る。

#### 5. 292

業務の種類の地域差:アルゼンチン、ウルグアイ及びベネズエラでは、移動業務に対する 470-512MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

#### 5. 293

業務の種類の地域差:カナダ、チリ、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、ジャマイカ 及び パナマでは、固定業務に対する 470-512MHz 及び 614-806MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする (無線通信規則第 5.33 号参照)。バハマ、バルバドス、カナダ、チリ、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、ジャマイカ、メキシコ及びパナマ では、移動業務に対する 470-512MHz 及び 614-698MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則 第 9.21 号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする (無線通信規則第 5.33 号参照)。アルゼンチン及びエクアドルでは、固定業務及び移動業務に対する 470-512MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする (無線通信規則第 5.33号参照)。

#### 5.294

付加分配:サウジアラビア、カメルーン、コートジボワール、エジプト、エチオピア、イスラエル、リビア、シリア、スーダン、チャド及びイエメンでは、470-582MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。

として運用することを何ら損なうものではない。

(略)

#### 5. 286AA

450-470MHz の周波数帯は、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される(決議第 224(WRC-<u>07</u>、改)参照)。 ただし、この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、 また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

(略)

#### 5. 287

海上移動業務による <u>457.525MHz</u>、457.550MHz、457.575MHz、467.525MHz、467.550MHz 及び 467.575MHz の周波数は、船上通信局 で使用できる。必要がある場合は、457.5375MHz、457.5625MHz、467.5375MHz 及び 467.5625MHz <u>の追加周波数も使用する 12.5kHz のチャネル間隔で設計されている装置を、船上通信に導入できる。</u>領水内におけるこれらの周波数の使用は、関係主管庁の国内規制に従うことを条件とする <u>ことができる</u>。使用装置の特性は、ITU-R 勧告 M. 1174-2 の規定に適合しなければならない。

#### 5. 288

アメリカ合衆国及びフィリピンの領水内では、船上通信局で使用することが望ましい周波数は、457.525MHz、457.550MHz、457.575MHz 及び 457.600MHz とし、これらの周波数は、それぞれ、467.750 MHz、467.775 MHz、467.800 MHz 及び 467.825 MHz と対に組み合わされる。使用装置の特性は、ITU-R 勧告 M. 1174-1 の規定に適合しなければならない。

(略)

#### 5. 291A

付加分配:ドイツ、オーストリア、デンマーク、エストニア<u>、フィンランド</u>、リヒテンシュタイン<u>、ノルウェー、オランダ</u>、チェコ及びスイスでは、470-494MHz の周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。この使用は、決議第 217 (WRC-97) に従ってウィンドプロファイラレーダーの運用に限る。

#### 5. 292

業務の種類の地域差: メキシコでは、固定業務及び移動業務並びに アルゼンチン、ウルグアイ及びベネズエラでは、移動業務に対する 470-512MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

#### 5. 293

業務の種類の地域差:カナダ、チリ、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ<u>、ホンジュラス</u>、ジャマイカ<u>、メキシコ、</u>パナマ 及びペルーでは、固定業務に対する 470-512MHz 及び 614-806MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33号参照)。 これらの国では、移動業務に対する 470-512MHz 及び 614-698MHz の周波数帯の分配は、第 9. 21 号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。アルゼンチン及びエクアドルでは、固定業務及び移動業務に対する 470-512MHz の周波数帯の分配は、第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする (無線通信規則第 5. 33号参照)。

#### 5.294

付加分配:サウジアラビア、カメルーン、コートジボワール、エジプト、エチオピア、イスラエル <u>、ケニア</u>、 リビア、シリア、スーダン 、<mark>南スーダン</mark>、チャド及びイエメンでは、470-582MHz の周波数帯は、二次的基礎で固 5, 295

バハマ、バルバドス、カナダ、アメリカ合衆国及びメキシコでは、470-608MHz の周波数帯又はその一部は IMT <u>に特定される(決議第224 (WRC-15、改)参</u>照)。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーシ ョンによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。その周波数帯内 にある IMT システムの移動業務局は、無線通信規則第 9.21 号に従って同意を得ることを条件とし、隣接国の放送 業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通 信規則第5.43 号及び第5.43A 号を適用する。メキシコでは、この周波数帯での IMT の使用は2018 年12 月31 日よ り前には開始せず、隣接国との合意がある場合にあっては延長することができる。

5. 296

付加分配:アルバニア、ドイツ、アンゴラ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ベナン、 ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガ<u>リア</u>、ブルキナファソ<u>、ブルンジ</u>、カメルーン<u>、バチカン</u>、コ ンゴ共和国、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エ ストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ガーナ、ハンガリー、イラク、アイルランド、アイ スランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、レソト、ラトビア、マケドニア旧ユーゴス ラビア共和国、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウイ、マリ、マル タ、モロッコ<u>、モーリシャス、モーリタニア</u>、モルドバ、モナコ<u>、モザンビーク、ナ</u>ミビア、ニジェール、ナイ ジェリア、ノルウェー、オマーン、ウガンダ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、スロバ キア、チェコ、英国、ルワンダ、サンマリノ、セルビア、スーダン、南スーダン、スウェーデン、スイス、スワ ジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ザンビア及びジンバブエでは、470-694MHz の周波数帯は、放送 及び放送番組の制作 に対する補助的使用として、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。 これらの国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国で分配表に従って運用される現存の、又は計画された局に 有害な混信を生じさせてはならない。

#### 5. 296A

ミクロネシア、ソロモン、ツバル及びバヌアツにおける 470-698MHz の周波数帯又はその一部並びにバングラデ シュ、モルジブ及びニュージーランドにおける 610-698MHz の周波数帯又はその一部は IMT を導入しようとする主 管庁によって特定される(決議第224(WRC-15、改)参照)。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務 のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。 これらの周波数帯に分配された移動業務は、無線通信規則第 9.21 号に従って同意が得られた場合に限り IMT シス テムに使用され、近隣国の放送業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護 を要求してはならない。無線通信規則第5.43号及び第5.43A号を適用する。

5. 297

付加分配:カナダ、コスタリカ、キューバ、エルサルバドル、アメリカ合衆国、グアテマラ、ガイアナ 及び ジ ャマイカでは、512-608MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、 一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。 バハマ、バルバドス及びメキシコでは、512-608MHz の周波数帯 は、無線通信規則第9.21 号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動業務にも分配する。

(略)

5, 300

定業務にも分配する。

5.295(未使用)

5.296

付加分配:アルバニア、ドイツ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボスニア・ ヘルツェゴビナ、ブルキナファソ、カメルーン、コンゴ共和国、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、ジ 「ブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガーナ、イラク、 アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、クウェート、ラトビア、マケドニア旧ユーゴス ラビア共和国、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、モロッコ、モルドバ、 モナコ、ニジェール、ノルウェー、オマーン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、スロバキ ア、チェコ、英国、スーダン、スウェーデン、スイス、スワジランド、チャド、トーゴ、チュニジア <u>及び</u>トルコ では、470-790MHz の周波数帯並びにアンゴラ、ボツワナ、レソト、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミ ビア、ナイジェリア、南アフリカ共和国、タンザニア、ザンビア及びジンバブエでは、470-698MHz の周波数帯は、 放送に対する補助的使用として、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。これらの国の陸上移動業務の局は、こ れらの国以外の国で分配表に従って運用される現存の、又は計画された局に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 297

付加分配:カナダ、コスタリカ、キューバ、エルサルバドル、アメリカ合衆国、グアテマラ、ガイアナ 、ホン ジュラス、ジャマイカ 及びメキシコ では、512-608MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同 意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

(略)

5, 300

- 付加分配:サウジアラビア、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、イスラエル、ヨルダン、リビア、オマ | - 付加分配:サウジアラビア、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、イスラエル、ヨルダン、リビア、オマ

ーン、カタール、シリア 及び スーダンでは、582-790 MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

(略)

5.308

付加分配:ベリーズ及びコロンビアでは、614-698MHz の周波数帯は、一次的基礎で移動業務にも分配する。その 周波数帯内にある移動業務の局は、無線通信規則第9.21 号に従って同意を得ることを条件とする。

## 5. 308A

バハマ、バルバドス、ベリーズ、カナダ、コロンビア、アメリカ合衆国及びメキシコでは、614-698MHz の周波数帯又はその一部は IMT に特定される (決議第 224 (WRC-15、改)参照)。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。その周波数帯内にある IMT システムの移動業務局は、無線通信規則第 9.21 号に従って同意を得ることを条件とし、隣接国の放送業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43 号及び第 5.43 号を適用する。ベリーズ及びメキシコでは、この周波数帯での IMT の使用は 2018 年 12 月 31 日より前には開始せず、隣接国との合意がある場合にあっては延長することができる。

5, 309

業務の種類の地域差:エルサルバドルでは、固定業務による 614-806MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

(略)

5. 312

付加分配: アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、 $\frac{\mathcal{S}_3 - \mathcal{S}_7}{\mathcal{S}_3 - \mathcal{S}_7}$ 、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは 645-862MHz の周波数帯、ブルガリアでは 646-686MHz、726-758MHz、766-814MHz 及び 822-862MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。ポーランドでは 860-862MHz の周波数帯は 2017 年 12 月 31 日まで、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 312A

第一地域においては、694-790MHz 帯の移動業務(航空移動を除く。)による使用は、<u>決議第 760 (WRC-15)</u>の規定に 従うものとする。決議第 224 (WRC-<u>15</u>、改)も参照。

(略)

5.313A

<u>オーストラリア、</u>バングラデシュ<u>、ブルネイ、カンボジア</u>、中華人民共和国、大韓民国<u>、フィジー</u>、インド<u>、インドネシア</u>、日本 <u>キリバス、ラオス、マレーシア、ミャンマー</u>、ニュージーランド、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン<u>、ソロモン、サモア</u>、シンガポール<u>、タイ、トンガ、ツバル、バヌアツ及びベトナム</u>では、698-790MHz の周波数帯又はその一部は、IMT を導入しようとしている主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。なお、中華人民共和国では、2015 年までは、この周波数帯での IMT による使用を開始しない。

5.313B (未使用)

ーン、カタール、シリア<u>、</u>スーダン <u>及び南スーダン</u>では、582-790MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び 移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

(略)

5.308(未使用)

5, 309

業務の種類の地域差: <u>コスタリカ、</u>エルサルバドル <u>及びホンジュラス</u>では、固定業務による 614-806MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

(略)

5.312

付加分配: アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、<u>グルジア</u>、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは 645-862MHz の周波数帯、ブルガリアでは 646-686MHz、726-758MHz、766-814MHz 及び 822-862MHz の周波数帯 <u>並びに 830-862MHz</u> の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。ポーランドでは <u>830-860</u>MHz の周波数帯は 2012 年 12 月 31 日まで、また 860-862MHz の周波数帯は 2017 年 12 月 31 日まで、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 312A

第一地域においては、694-790MHz 帯の移動業務(航空移動を除く。)による使用は、<u>決議第 232(WRC-12)</u>の規定に 従うものとする。決議第 224(WRC-<u>12</u>、改)も参照。

(略)

5.313A

バングラデシュ、中華人民共和国、大韓民国、インド、日本、ニュージーランド、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン 及び シンガポールでは、698-790MHz の周波数帯又はその一部は、IMT を導入しようとしている主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。なお、中華人民共和国では、2015年までは、この周波数帯での IMT による使用を開始しない。

5. 313B

5.314 (未使用)

5.315 (未使用)

5.316 (未使用)

5.316A (未使用)

#### 5.316B

第一地域においては、790-862MHz の周波数帯の航空移動業務を除く移動業務への分配は、無線通信規則第 9.21 号に基づいて得られる、無線通信規則第 5.312 号に挙げられている国での航空無線航行業務に関する合意が条件になるものとする。GE06 協定の参加国では、移動業務の局の使用は、当該合意の手続が完了することも条件となる。また、決議第 224 (WRC-15、改)及び決議第 749(WRC-15、改)が適用される。

#### 5.317

付加分配:第二地域(ブラジル、アメリカ合衆国 <u>及びメキシコ</u>を除く。)では、806-890MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動衛星業務にも分配する。この業務による使用は、国境内での運用を目的とする。

5. 317A

業務の種類の地域差:ブラジルでは、698-806MHz の周波数帯の移動業務への分配は、二次的基礎とする (無線通信規則第5.32号参照)。

5.314

付加分配: オーストリア、イタリア、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス及び英国では、790-862MHz の周波数帯は、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。

5.315

代替分配:ギリシャでは、790-838MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5.316

付加分配:ドイツ、サウジアラビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルキナファソ、カメルーン、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、エジプト、フィンランド、ギリシャ、イスラエル、リビア、ヨルダン、ケニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、マリ、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、ポルトガル、英国、シリア、セルビア、スウェーデン及びスイスでは、790-830MHz の周波数帯を、また、これらの国々とスペイン、フランス、ガボン及びマルタでは、830-862MHz の周波数帯を、一次的基礎で移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。ただし、この脚注に掲げる国の移動業務の局は、これらの国以外の国で分配表に従って運用する業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。この分配は、2015 年 6 月 16 日まで効力を有する。

5.316A

付加分配:スペイン、フランス、ガボン及びマルタでは 790-830MHz の周波数帯、アルバニア、アンゴラ、バーレーン、ベナン、ボツワナ、ブルンジ、コンゴ共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ハンガリー、イラク、クウェート、レソト、ラトビア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウイ、モロッコ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、ポーランド、カタール、スロバキア、チェコ、ルーマニア、ルワンダ、セネガル、スーダン、南スーダン、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ及び第一地域に属するフランス海外県では 790-862MHz の周波数帯並びにグルジアでは 806-862MHz の周波数帯を、航空移動業務を除く移動業務にも一次的基礎で分配するが、この分配は、適宜、無線通信規則第 9.21 号及び GE06 協定の下で得られた、関係主管庁の合意に従うことを条件としており、関係主管庁には、適切であれば無線通信規則第 5.312 号に定める主管庁が含まれるものとされる。決議第 224(WRC-12、改)及び第 749(WRC-12、改)を参照。この分配は、2015 年 6 月 16 日まで効力を有する。

5.316B

第一地域においては、790-862MHz の周波数帯の航空移動業務を除く移動業務への<u>一次的基礎による</u>分配は、2015年6月17日から発効し、無線通信規則第9.21号に基づいて得られる、無線通信規則第5.312号に挙げられている国での航空無線航行業務に関する合意が条件になるものとする。GE06協定の参加国では、移動業務の局の使用は、当該合意の手続が完了することも条件となる。また、決議第224(WRC-12、改)及び決議第749(WRC-12、改)が適用される。

5.317

付加分配:第二地域(ブラジル <u>及び</u>アメリカ合衆国を除く。)では、806-890MHz の周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動衛星業務にも分配する。この業務による使用は、国境内での運用を目的とする。

5.317A

一次的基礎で移動業務に分配されている第二地域での 698-960 MHz の周波数帯 <u>、第一地域での 694-790 MHz</u>並びに第一地域及び第三地域での 790-960 MHz の周波数帯については、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される(場合により 、決議第 224 (WRC-15、改)<u>、決議第 760 (WRC-15)</u> 及び決議第 749 (WRC-15) 、改)参照)。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

(略)

5.325A

業務の種類の地域差: アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、エクアドル、第二地域のフランス海外県、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラでは、902-928MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務に分配する。コロンビアでは、902-905MHz の周波数帯を、一次的基礎で陸上移動業務に分配する。

(略)

5.327A

航空移動(R)業務による 960-1164MHz の周波数帯の使用は、認知された国際航空標準に従い運用されるシステムに限る。この使用は、決議第 417(WRC-15、改)に従うものとする。

(略)

# 5. 328AA

1087.7-1092.3MHz の周波数帯は、国際航空標準に従い運用されている航空機送信機からの放送型自動位置情報伝送・監視 (ADS-B) の発射を受信する宇宙局に限定して、一次的基礎で航空移動衛星 (R) 業務 (地球から宇宙) にも分配する。航空移動衛星 (R) 業務で運用する局は、航空無線航行業務で運用する局からの保護を要求してはならない。決議第 425 (WRC-15) を適用する。

(略)

5.338A

1350-1400MHz、1427-1452MHz、22.55-23.55GHz、30-31.3GHz、49.7-50.2GHz、50.4-50.9GHz、51.4-52.6GHz、81-86GHz 及び92-94GHzの周波数帯には、決議第750(WRC-15、改)の規定を適用する。

(略)

5.341

1400-1727MHz、101-120GHz 及び 197-220GHz の周波数帯においては、地球外からの意図的な発射の探究計画に基づく受動的研究が一部の国によって遂行されている。

# 5. 341A

第一地域では、1427-1452MHz 及び 1492-1518MHz の周波数帯は、決議第 223 (WRC-15、改)により IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMT の無線局の使用は、無線通信規則第 5.342 号により航空遠隔測定のために使用する航空移動業務に関して無線通信規則第 9.21 号に従って同意を得ることを条件とする。

#### 5.341B

第二地域では、1427-1518MHz の周波数帯は、決議第 223 (WRC-15、改) により IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

一次的基礎で移動業務に分配されている第二地域での 698-960MHz の周波数帯並びに第一地域及び第三地域での 790-960MHz の周波数帯については、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される(<u>必要に応じて</u>、決議第 224(WRC-<u>12</u>、改)及び決議第 749(WRC-<u>12</u>、改)参照)。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

(略)

5.325A

業務の種類の地域差: キューバ <u>では、陸上移動業務に対する 902-915MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とす</u> <u>る</u>。

(略)

5. 327A

航空移動(R)業務による 960-1164MHz の周波数帯の使用は、認知された国際航空標準に従い運用されるシステムに限る。この使用は、決議第 417(WRC-12、改)に従うものとする。

(略)

(略)

5. 338A

1350-1400MHz、1427-1452MHz、22.55-23.55GHz、30-31.3GHz、49.7-50.2GHz、50.4-50.9GHz、51.4-52.6GHz、81-86GHz 及び 92-94GHz の周波数帯には、決議第 750 (WRC-12、改)の規定を適用する。

(略)

5.341

1400-1727MHz、101-120GHz 及び 197-220GHz の周波数帯においては、地球外からの意図的な発射の探究計画に基づく受動的研究が一部の国によって遂行されている。

## <u>5. 341C</u>

第三地域では、1427-1452MHz 及び 1492-1518MHz の周波数帯は、決議第 223 (WRC-15、改) により IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。1429-1452MHz 及び 1492-1518MHz の周波数帯において IMT を導入する前述の主管庁によってなされるこれらの周波数帯の使用は、航空移動業務の局を使用している国から無線通信規則第 9.21号に従って同意を得ることを条件とする。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

## 5.342

付加分配:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ウズベキスタン、キルギス、ロシア及びウクライナでは 1429-1535MHz の周波数帯は、一次的基礎で国境内における航空テレメトリの目的に限った航空移動業務にも分配する。2007年4月1日からは、1452-1492MHz の周波数帯の使用は関係主管庁間の同意を得ることを条件とする。

(略)

#### 5.346

アンゴラ、ボツワナ、中央アフリカ、チャド、コンゴ共和国、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ガンビア、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モザンビーク、セネガル、ザンビア、モーリシャス、セーシェル、ブルンジ、ケニア、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ、ガボン、ギニア、ブルキナファソ、ガーナ、ベナン、カメルーン、南アフリカ共和国、ヨルダン、クウェート、レソト、レバノン、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、スーダン、南スーダン、ジンバブエ、トーゴ、パレスチナ、カタール、モロッコ、スワジランド、ナミビア、モーリタニア、バーレーン、ジブチ、エジプト、アルジェリア、サウジアラビア、アラブ首長国連邦及びイラクでは、1452-1492MHz の周波数帯は、決議第 223 (WRC-15、改)により IMT を導入しようとする前述に掲げた主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMT の導入によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.21 号に基づいて得られる、無線通信規則第 5.342 号により航空遠隔測定のために使用する航空移動業務に関する合意が条件になるものとする(決議第 761 (WRC-15) 参照)。

# 5. 346A

1452-1492MHz の周波数帯は、決議第 223 (WRC-15、改) 及び決議第 761 (WRC-15) により IMT を導入しようとする第三地域の主管庁によって特定される。 IMT を導入する前述の主管庁によるこの周波数帯の使用は、航空移動業務の局を使用している国から無線通信規則第 9.21 号に従って同意を得ることを条件とする。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

(略)

#### 5.352A

1525-1530MHz の周波数帯においては、海上移動衛星業務の局を除く移動衛星業務の局は、フランスと第三地域のフランス海外県、アルジェリア、サウジアラビア、エジプト、ギニア、インド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、クウェート、マリ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、ベトナム及びイエメンの 1998 年 4 月 1 日前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

#### 5.342

付加分配: アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ウズベキスタン、キルギス、ロシア及びウクライナでは 1429-1535MHz の周波数帯 並びにブルガリアでは 1525-1535MHz の周波数帯 は、一次的基礎で国境内における航空テレメトリの目的に限った航空移動業務にも分配する。2007 年 4 月 1 日からは、1452-1492MHz の周波数帯の使用は関係主管庁間の同意を得ることを条件とする。

(略)

# 5.346(未使用)

(略)

#### 5.352A

1525-1530MHz の周波数帯においては、海上移動衛星業務の局を除く移動衛星業務の局は、フランスと第三地域のフランス海外県、アルジェリア、サウジアラビア、エジプト、ギニア、インド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、クウェート、マリ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、タンザニア、ベトナム及びイエメンの1998年4月1日前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

(略)

5. 359

付加分配:ドイツ、サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベナン、カメルーン、ロシ ア、フランス、ジョージア、ギニア、ギニアビサウ、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リトアニア、モーリ タニア、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、ル ーマニア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン及びウクライナでは、1550-1559MHz、1610-1645.5MHz 及び 1646.5-1660MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。主管庁は、これらの周波数帯における 新たな固定業務の局の設置を避けるため、全ての実行可能な努力を行わなければならない。

(略)

5.362B(未使用)

5.362C(未使用)

(略)

5. 382

業務の種類の地域差:サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、コンゴ共和 国、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ロシア、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、 カザフスタン、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、 オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、タジキスタン、トルクメニス タン、ウクライナ及びイエメンでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対する 1690-1700MHz の周波数 帯の分配は、一次的基礎とし(無線通信規則第 5.33 号参照)、朝鮮民主主義人民共和国では、固定業務に対する 1690-1700MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎(無線通信規則第 5.33 号参照)、移動業務(航空移動を除く。)に対 する分配は、二次的基礎とする。

(略)

5.384A

1710-1885MHz、2300-2400MHz 及び 2500-2690MHz の周波数帯又はその一部は、決議第 223 (WRC-15、改)に従って

(略)

5, 359

付加分配:ドイツ、サウジアラビア、アルメニア 、オーストリア 、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベナン、 カメルーン、ロシア、フランス、グルジア、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ヨルダン、カザフスタン、クウェ ート、リトアニア、モーリタニア、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、朝 鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、タジキスタン <u>タンザニア</u>、チュニジア、トルクメニスタン及びウクライ ナでは、1550-1559MHz、1610-1645.5MHz 及び 1646.5-1660MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。 主管庁は、これらの周波数帯における新たな固定業務の局の設置を避けるため、全ての実行可能な努力を行わなけ ればならない。

(略)

5.362B

付加分配:1559-1610MHz の周波数帯は、アルジェリア、サウジアラビア、カメルーン、ヨルダン、マリ、モーリ タニア、シリア及びチュニジアでは、2010年1月1日まで、一次的基礎で固定業務にも分配する。この期限の後 固定業務は、この分配が効力を失う 2015 年 1 月 1 日まで、二次的基礎で運用を継続してもよい。1559-1610MHz の 周波数帯は、アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベナン、ロシア、ガボン、グルジア ギニア、ギニアビサウ、カザフスタン、リトアニア、ナイジェリア、ウズベキスタン、パキスタン、ポーランド キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、セネガル、タジキスタン、タンザニア、トルクメニスタン及び ウクライナでは、この分配が効力を失う2015年1月1日まで、二次的基礎で固定業務にも分配される。主管庁は 無線航行衛星業務及び航空無線航行業務を保護するあらゆる実行可能な措置を執り、この周波数帯における固定業 務システムへの新たな割当てを認めないよう要請される。

<u>5. 362</u>C

付加分配:1559-1610MHz の周波数帯は、コンゴ共和国、エリトリア、イラク、イスラエル、ヨルダン、カタール シリア、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、この分配が効力を失う 2015 年 1 月1日まで、二次的基礎で固定業務にも分配する。主管庁は、無線航行衛星業務を保護するあらゆる実行可能な措 置を執り、この周波数帯における固定業務システムへの新たな割当てを認めないよう要請される。

(略)

5.382

業務の種類の地域差:サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、コンゴ共和 国、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ロシア、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、 カザフスタン、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、 オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、タジキスタン 、<mark>タンザニア</mark> トルクメニスタン、ウクライナ及びイエメンでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対する 1690-1700MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とし(無線通信規則第 5.33 号参照)、朝鮮民主主義人民共和国では、固定業務に 対する 1690-1700MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎(無線通信規則第 5.33 号参照)、移動業務(航空移動を除く。) に対する分配は、二次的基礎とする。

(略)

5.384A

- 1710-1885MHz、2300-2400MHz 及び 2500-2690MHz の周波数帯又はその一部は、決議第 223 (WRC-07、改)に従って IMT を導入しようとする主管庁による使用のために特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている | IMT を導入しようとする主管庁による使用のために特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている 業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

(略)

5.386

付加分配:1750-1850MHz の周波数帯は、第二地域 <u>(メキシコを除く。)</u>並びにオーストラリア、グアム、インド、インドネシア及び日本では、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ること及び対流圏散乱による通信に特別の考慮を払うことを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)にも分配する。

5.387

付加分配:ベラルーシ、<u>ジョージア</u>、カザフスタン、キルギス、ルーマニア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、1770-1790MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で気象衛星業務にも分配する。

5, 388

1885-2025MHz 及び 2110-2200MHz の周波数帯は、世界的基礎で、IMT-2000 を行おうとする主管庁による使用を予定する。この使用は、これらの周波数帯に分配されている他の業務による使用を妨げない。この周波数帯は、決議第 212(WRC-15、改)に従って IMT-2000 に使用できる(決議第 223(WRC-15、改)も参照)。

(略)

5.391

2025-2110MHz 及び 2200-2290MHz の周波数帯における移動業務に対する周波数の割当てに当たっては、主管庁は、ITU-R 勧告 SA. 1154-0に規定するように高密度の移動システムを導入してはならず、その他のいかなる種類の移動システムの導入に際してもこの勧告を考慮しなければならない。

(略)

5.393

付加分配:カナダ、アメリカ合衆国 及びインドでは、2310-2360MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務 (音声)及び補助的な地上音声放送業務にも分配する。この分配の使用は、高い方の 25MHz の周波数帯における放送 衛星システムに対する制限に関する決議事項 3 を除き、デジタル音声放送に限定し、また、決議第 528 (WRC-15、改) の規定に従うことを条件とする。

(略)

5.401

アンゴラ、オーストラリア、バングラデシュ、中華人民共和国、エリトリア、エチオピア、インド、イラン、レバノン、リベリア、リビア、マダガスカル、マリ、パキスタン、パプアニューギニア、シリア、コンゴ民主共和国、スーダン、スワジランド、トーゴ及びザンビアでは、2483.5-2500MHz の周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って、この規定に掲げる国以外の国から同意を得ることを条件として、WRC-12以前より一次的基礎で無線測位衛星業務に既に分配されている。完全な調整情報が2012年2月18日以前に無線通信局により受領されている無線測位衛星業務のシステムは、調整要求情報の受領日現在で規則上の地位は保持される。

(略)

5.417A(未使用)

業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

(略)

5.386

付加分配:1750-1850MHz の周波数帯は、第二地域並びにオーストラリア、グアム、インド、インドネシア及び日本では、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ること及び対流圏散乱による通信に特別の考慮を払うことを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)にも分配する。

5.387

付加分配:ベラルーシ、<u>グルジア</u>、カザフスタン、キルギス、ルーマニア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、1770-1790MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で気象衛星業務にも分配する。

5.388

1885-2025MHz 及び 2110-2200MHz の周波数帯は、世界的基礎で、IMT-2000 を行おうとする主管庁による使用を予定する。この使用は、これらの周波数帯に分配されている他の業務による使用を妨げない。この周波数帯は、決議第 212(WRC-97、改)に従って IMT-2000 に使用できる(決議第 223(WRC-2000) も参照)。

(略)

5.391

2025-2110MHz 及び 2200-2290MHz の周波数帯における移動業務に対する周波数の割当てに当たっては、主管庁は、ITU-R 勧告 SA. 1154 に規定するように高密度の移動システムを導入してはならず、その他のいかなる種類の移動システムの導入に際してもこの勧告を考慮しなければならない。

(略)

5.393

付加分配:カナダ、アメリカ合衆国、インド及びメキシコでは、2310-2360MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上音声放送業務にも分配する。この分配の使用は、高い方の25MHzの周波数帯における放送衛星システムに対する制限に関する決議事項3を除き、デジタル音声放送に限定し、また、決議第528(WRC-03、改)の規定に従うことを条件とする。

(略)

5. 401

アンゴラ、オーストラリア、バングラデシュ<u>ブルンジ</u>、中華人民共和国、エリトリア、エチオピア、インド、イラン、レバノン、リベリア、リビア、マダガスカル、マリ、パキスタン、パプアニューギニア、シリア、コンゴ民主共和国、スーダン、スワジランド、トーゴ及びザンビアでは、2483.5-2500MHz の周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って、この規定に掲げる国以外の国から同意を得ることを条件として、WRC-12以前より一次的基礎で無線測位衛星業務に既に分配されている。完全な調整情報が2012年2月18日以前に無線通信局により受領されている無線測位衛星業務のシステムは、調整要求情報の受領日現在で規則上の地位は保持される。

(略)

#### 5. 417A

無線通信規則第 5.418 号の規定を適用する場合、大韓民国及び日本では、決議第 528 (WRC-03、改)の決議事項 3 は、放送衛星業務(音声)及び補助的な地上放送業務が 2605-2630MHz の周波数帯において一次的基礎で付加的に運

5.417B(未使用)

5.417C(未使用)

5.417D(未使用)

5.418

付加分配:インドでは、2535-2655MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上放送業 務にも分配する。この分配の使用は、デジタル音声放送に限定し、決議第528(WRC-15、改)の規定に従うことを条 件とする。無線通信規則第5.416号の規定及び第12条の表21-4は、この付加分配には適用しない。放送衛星業務 (音声)の非静止衛星システムの使用は、決議第 539(WRC-15、改)に従うことを条件とする。無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2005 年 6 月 1 日より後に受領された放送衛星業務(音声)の静止衛星シ ステムは、国内向けのシステムに限定される。無線通信規則 付録第4号に定めた完全な調整情報が2005年6月1 日より後に受領された 2630-2655MHz の周波数帯で運用する静止衛星を用いた放送衛星業務(音声)の宇宙局から生 | 2005 年 6 月 1 日より後に受領された 2630-2655MHz の周波数帯で運用する静止衛星を用いた放送衛星業務(音声)の

用できるように緩和される。この分配の使用は、国内向けのシステムに限定される。本規定に掲げる主管庁は 二つの重複する周波数割当て、すなわち本規定に基づくもの及び無線通信規則第 5.416 号に基づくものを同時に 有してはならない。無線通信規則第5.416号の規定及び第12条の表21-4は適用しない。2605-2630MHzの周波数 帯における放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムの使用は、決議第 539(WRC-03、改)に従うことを条件とす る。無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2003 年 7 月 4 日後に受領された 2605-2630MHz の周波数帯で運用する静止衛星を用いた放送衛星業務(音声)の宇宙局から生ずる地表面での電力 東密度は、全ての条件及び全ての変調方式において、以下の制限値を超えてはならない。

 $0^{\circ} \leq \theta \leq 5^{\circ}$  の場合  $-130 dB (W/(m^2 \cdot MHz))$  $-130+0.4 (\theta-5) dB(W/(m^2 \cdot MHz))$  5° く  $\theta \leq 25$ ° の場合 -125dB(W/( $m^2 \cdot MHz$ )) 25° 〈 θ ≤ 90° の場合

ここで、θは水平面上の入射波の到来角である。これらの制限値は、合意を得た主管庁の領域内において超過す ることができる。大韓民国の放送衛星業務(音声)のネットワークの場合、上記制限値の例外として、到来角35度 より大きい場合に限り、放送衛星業務(音声)システムの通告主管庁の領域から 1000km の距離の範囲内における無 線通信規則第 9.11 号の規定に基づく調整しきい値として、-122dB(W/(m²·MHz))の電力東密度値が使用されなけれ ばならない。

#### <u>5. 417B</u>

大韓民国及び日本では、無線通信規則第5.417A号の規定に基づき、無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整 情報又は通告情報が2003年7月4日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる2605-2630MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年7月4日後に受領され たとみなされる静止衛星網に対して、無線通信規則第9.12A号の規定に従うことを条件とし、無線通信規則第22.2 号の規定は適用しない。無線通信規則第22.2号の規定は、無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通 告情報が2003年7月5日前に受領されたとみなされる静止衛星網に対して適用し続けなければならない。

# <u>5.417C</u>

無線通信規則第5.417A号に基づき、無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年7月4 日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる2605-2630MHzの周波数帯の使用は、無線通信規 則第9.12号の規定に従うことを条件とする。

#### 5. 417D

無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年7月4日後に受領された静止衛星網に よる 2605-2630MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 5. 417A 号の規定に基づく放送衛星業務(音声)の非静止徫 星システムに対して、無線通信規則第9.13号の規定に従うことを条件とし、かつ、無線通信規則第22.2号の規定 は適用しない。

# 5.418

付加分配:大韓民国、インド、日本及びタイでは、2535-2655MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音 声)及び補助的な地上放送業務にも分配する。この分配の使用は、デジタル音声放送に限定し、決議第528(WRC-03、 改)の規定に従うことを条件とする。無線通信規則第 5.416 号の規定及び第 12 条の表 21-4 は、この付加分配には 適用しない。放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムの使用は、決議第539(WRC-03、改)に従うことを条件とす る。無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2005年6月1日より後に受領された放送衛 星業務(音声)の静止衛星システムは、国内向けのシステムに限定される。付録第 4 号に定めた完全な調整情報が ずる地表面での電力東密度は、全ての条件及び全ての変調方式において、以下の制限値を超えてはならない。

 $-130 \text{ dB}(W/(\text{m}^2 \cdot \text{MHz}))$ 

0° ≤θ ≤ 5° の場合

 $-130 + 0.4(\theta - 5)$  dB  $(W/(m^2 \cdot MHz))$ 

5° <θ ≤ 25° の場合

 $-122 \text{ dB } (\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{MHz}))$ 

25° ⟨θ ≤ 90° の場合

ここで、θは水平面上の入射波の到来角である。これらの制限値は、合意を得た主管庁の領域内において超過す ることができる。上記制限値の例外として、放送衛星業務(音声)システムの通告主管庁の領域から 1500km 以内に おける無線通信規則第9.11号の規定に基づく調整しきい値として、-122dB(W/( m²· MHz))の電力東密度値が使用 されなければならない。

さらに、本規定に掲げる主管庁は、<mark>無線通信規則</mark> 付録第 4 号に定めた完全な調整情報が 2005 年 6 月 1 日より後 │ されなければならない。 に受領されたシステムに対して、二つの重複する周波数割当て、すなわち本規定に基づくもの及び 無線通信規則 第5.416号に基づくものを同時に有してはならない。

(略)

# 5. 422

付加分配:サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ブルネイ、コンゴ共和 国、コートジボワール、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、 ジョージア、ギニア、ギニアビサウ、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、モーリタ ニア、モンゴル、モンテネグロ、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギ ス、コンゴ民主共和国、ルーマニア、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン、ウクライナ及び|コンゴ民主共和国、ルーマニア、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン、ウクライナ及びイエ イエメンでは、2690-2700MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配す る。この分配の使用は、1985年1月1日までに運用を開始した装置に限る。

(略)

#### 5. 428

付加分配:アゼルバイジャン、キルギス及びトルクメニスタンでは、3100-3300MHz の周波数帯は、一次的基礎で 無線航行業務にも分配する。

#### 5.429

付加分配:サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ベナン、ブルネイ、カンボジア、カメルーン、中 華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、エジプト、アラブ首長国連邦、インド、インドネシ ア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、オマ|スラエル、日本、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、オマーン、ウガンダ、パキス ーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン 及び イエメンでは、3300-3400MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。地中海沿岸諸国は、 固定業務及び移動業務を無線標定業務から保護することを要求してはならない。

#### 5. 429A

付加分配:アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、レソト、 リベリア、マラウイ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、スーダン 南スーダン、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、 3300-3400MHz の周波数帯は、航空移動を除く移動業務に一次的基礎で分配する。3300-3400MHz の周波数帯で運用 している移動業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、当該無 線標定業務で運用されている局からの保護を要求してはならない。

宇宙局から生ずる地表面での電力東密度は、全ての条件及び全ての変調方式において、以下の制限値を超えてはな らない。

 $-130 \text{ dB}(\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{MHz}))$  $0^{\circ} \leq \theta \leq 5^{\circ}$  の場合  $-130 + 0.4(\theta - 5)$  dB (W/(m<sup>2</sup> • MHz)) 5° <θ ≤ 25° の場合  $-122 \text{ dB } (\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{MHz}))$ 25° ⟨θ ≤ 90° の場合

- ここで、θは水平面上の入射波の到来角である。これらの制限値は、合意を得た主管庁の領域内において超過す ることができる。上記制限値の例外として、放送衛星業務(音声)システムの通告主管庁の領域から 1500km 以内に おける無線通信規則第9.11 号の規定に基づく調整しきい値として、-122dB(W/( m²・MHz))の電力東密度値が使用

さらに、本規定に掲げる主管庁は、付録第4号に定めた完全な調整情報が2005年6月1日より後に受領された システムに対して、二つの重複する周波数割当て、すなわち本規定に基づくもの及び第5.416号に基づくものを同 時に有してはならない。

(略)

#### 5.422

付加分配:サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ブルネイ、コンゴ共和 国、コートジボワール、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、 **グルジア、ギニア、ギニアビサウ、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、モーリタニ** ア、モンゴル、モンテネグロ、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、 メンでは、2690-2700MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。 この分配の使用は、1985年1月1日までに運用を開始した装置に限る。

(略)

#### 5.428

付加分配:アゼルバイジャン、モンゴル、キルギス及びトルクメニスタンでは、3100-3300MHz の周波数帯は、 一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

#### 5.429

付加分配:サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共 和国、大韓民国、コートジボワール、エジプト、アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、イラン、イラク、イ タン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国及びイエメンでは、3300-3400MHz の周波数 帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。地中海沿岸諸国は、固定業務及び移動業務を無線標定業 務から保護することを要求してはならない。

#### 5. 429B

以下に示す北緯 30 度以南に位置する第一地域の国:アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、コンゴ共和国、コートジボワール、エジプト、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ウガンダ、コンゴ民主共和国、ルワンダ、スーダン、南スーダン、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、3300-3400MHz の周波数帯は、IMT の導入のために特定される。この周波数帯の使用は、決議第 223 (WRC-15、改)に従う。移動業務の IMT の無線局による 3300-3400MHz の周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当該システムからの保護を要求してはならない。IMT を導入しようとする主管庁は、無線標定業務の運用を保護するよう隣接国の同意を得なければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

#### 5. 429C

業務の種類の地域差:アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ及びウルグアイでは、3300-3400MHz の周波数帯は、航空移動を除く移動業務に一次的基礎で分配される。アルゼンチン、ブラジル、グアテマラ及びメキシコでは、3300-3400MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配される。3300-3400MHz の周波数帯で運用している固定業務及び移動業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、当該無線標定業務で運用されている局からの保護を要求してはならない。

# 5. 429D

第二地域の以下の国:アルゼンチン、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、メキシコ及びウルグアイでは、3300-3400MHz の周波数帯の使用は、IMT の導入のために特定される。そうした使用は、決議第 223 (WRC-15、改) に従う。アルゼンチン及びウルグアイの使用は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従うことを条件とする。移動業務の IMT の無線局による 3300-3400MHz の周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当該システムからの保護を要求してはならない。IMT を導入しようとする主管庁は、無線標定業務の運用を保護するよう隣接国の同意を得なければならない。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。5.429E

付加分配:パプアニューギニアでは、3300-3400MHz の周波数帯は、航空移動を除く移動業務に一次的基礎で分配される。3300-3400MHz の周波数帯で運用する移動業務局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、当該無線標定業務で運用されている局からの保護を要求してはならない。

# <u>5. 429F</u>

5.430

第三地域の以下の国:カンボジア、インド、ラオス、パキスタン、フィリピン及びベトナムでは、3300-3400MHz の周波数帯の使用は、IMT の導入のために特定される。そうした使用は、決議第 223 (WRC-15、改)に従う。移動業務の IMT の無線局による 3300-3400MHz の周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当該システムからの保護を要求してはならない。主管庁は、この周波数帯での IMT システムの基地局又は移動局を使用開始する前に、無線標定業務を保護するために無線通信規則第 9.21 号に基づき隣接国に同意を求めなければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 430

付加分配:アゼルバイジャン、キルギス及びトルクメニスタンでは、3300-3400MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5.430A

3400-3600MHz の周波数帯 の移動業務(航空移動を除く。)への分配 は、無線通信規則第9.21 号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件 とする。この周波数帯は、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則上で優先権を確立するものでもない。無線通信規則第9.17 号及び第9.18 号の規定 は、調整段階に も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20%以上で、地上高3 m地点での電力東密度 (pfd) が、-154.5dBW/(m²・4kHz)を超えないことを確保しなければならない。この pfd 制限値を超過する旨を主管庁が同意している国の領域においては、この制限値を超過することができる。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限値が満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。その合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3400-3600MHz の周波数帯における移動業務の局は、宇宙局からの保護を、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上に要求してはならない。

5. 431

付加分配:ドイツ 及び イスラエルでは、3400-3475MHz の周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。

5. 431A

第二地域では、3400-3500MHzの周波数帯<u>の移動業務(航空移動を除く。)への一次的基礎による分配</u>は、無線通信規則第9.21号に従い他の主管庁との合意を得ることを条件とする。

#### 5. 431B

第二地域では、3400-3600MHzの周波数帯は、IMTを導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、 この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内 付加分配:アゼルバイジャン <u>、モンゴル</u> 、キルギス及びトルクメニスタンでは、3300−3400MHz の周波数帯は、 一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 430A

**| 業務の種類の地域差:アルバニア、アルジェリア、ドイツ、アンドラ、サウジアラビア、オーストリア、アゼル** バイジャン、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファ ソ、カメルーン、キプロス、バチカン、コンゴ共和国、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、エジプト スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、第一地域のフランス海外県、ガボン、グルジア、ギリシャ、ギ ニア、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、クウェート、レソト、 ビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、リトアニア、マラウイ、マリ、マルタ、モロッ コ、モーリタニア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ノルウ ェー、オマーン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、スロバキア、チェ コ、ルーマニア、英国、サンマリノ、セネガル、セルビア、シエラレオネ、スロベニア、南アフリカ共和国、スウ ェーデン、スイス、スワジランド、チャド、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ザンビア及びジンバブエ では、3400-3600MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件 に、移動業 務(航空移動を除く。)に一次的基礎で分配し、IMTに特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務 のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則上で優先権を確立するものでもない。 調整の段階では、無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動 業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20%以上で、地上高 3m地点 での電力東密度 (pfd)が、-154.5dBW/( $m^2 \cdot 4$ kHz)を超えないことを確保しなければならない。この pfd 制限値を超 過する旨を主管庁が同意している国の領域においては、この制限値を超過することができる。他の主管庁の領域と の境界における pfd 制限値が満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に 責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計 算と検証が行われなければならない。その合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入 れながら無線通信局によって行われるものとする。3400-3600MHz の周波数帯における移動業務の局は、宇宙局から の保護を、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上に要求してはならない。この分配は、2010 年 11月17日より効力を有する。

5. 431

付加分配:ドイツ<u>、</u>イスラエル <u>及び英国</u>では、3400-3475MHz の周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。

5. 431A

業務の種類の地域差:アルゼンチン、ブラジル、チリ、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、エルサルバドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、スリナム、ウルグアイ、ベネズエラ及び第二地域のフランス海外県では、3400-3500MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従い他の主管庁との合意を得ることを条件に、移動業務(航空移動を除く。)に一次的基礎で分配する。

3400-3500MHzの周波数帯における移動業務の局は、宇宙局からの保護を、無線通信規則(2004年版)の表21-4で定められている以上に要求してはならない。

こ優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。 庁は、IMTシステムの基地局又は移動局を使用開始する前に、無線通信規則第9.21号に基づき他の主管庁に同意を 求め、他の主管庁の領域との境界で、時間率20%以上で、地上高3m地点での電力東密度(pfd)が、-154.5dB(W/(㎡・ 4kHz))を超えないことを確保しなければならない。このpfd制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域にお いては超過することができる。他の主管庁の領域との境界におけるpfd制限値が満足することを確保するために 全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意 の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、 pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3600MHzの周波数帯にお けるIMTシステムを含む移動業務の局は、無線通信規則(2004年版)の表21-4で定められている以上の宇宙局から の保護を要求してはならない。

(略)

5. 432B

業務の種類の地域差 : オーストラリア、バングラデシュ、中華人民共和国、インド、イラン、ニュージーラン ド、フィリピン、シンガポール及び第三地域のフランス海外県では、3400-3500MHz の周波数帯は、無線通信規則 第9.21 号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件に、移動業務(航空移動を除く。)に一次的基礎で分配し、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではな く、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17 号及び第9.18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主 管庁の領域との境界で、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力東密度 (pfd) が、-154.5dBW/(m²・4kHz)を超え ないことが確保されなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過 することができる。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限値が満足することを確保するために、全ての関連 する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要 請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計 算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHz の周波数帯における移動 業務の局は、無線通信規則(2004年版)の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

(略)

5. 433A

オーストラリア、バングラデシュ、中華人民共和国、第三地域のフランス海外県、大韓民国、インド、イラン、 日本、ニュージーランド、パキスタン及び フィリピン では、3500-3600MHz の周波数帯は、IMT に特定する。この 特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通 信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用 する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他のいかなる主管庁の 領域との境界においても、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力東密度(pfd)が、-154.5dBW/(㎡・4kHz)を超 えないことを確保しなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過 することができる。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限値が満足することを確保するために、全ての関連 する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要 請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行わなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算 と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHz の周波数帯における移動業|入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHz の周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則(2004

(略)

5. 432B

業務の種類の地域差:バングラデシュ、中華人民共和国、インド、イラン、ニュージーランド、シンガポール及 び第三地域のフランス海外県では、3400-3500MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従い他の主管庁の同意 を得ることを条件に、移動業務(航空移動を除く。)に一次的基礎で分配し、IMT に特定する。この特定は、この周 波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先 権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、 この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度(pfd)が、-154.5dBW/(m²・4kHz)を超えないことが確保されなければな らない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁 の領域との境界における pfd 制限値が満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、 地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を 得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮 に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHz の周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。この分配は、2010 年 11 月 17日より効力を有する。

(略)

5. 433A

バングラデシュ、中華人民共和国、大韓民国、インド、イラン、日本、ニュージーランド、パキスタン及び 第 三地域のフランス海外県では、3500-3600MHz の周波数帯は、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配さ れている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するも のでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯 において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他のいかなる主管庁の領域との境界においても、時間 率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力東密度 (pfd) が、-154.5dBW/(m²・4kHz) を超えないことを確保しなければな らない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁 の領域との境界における pfd 制限値が満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、 地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を 得て、計算と検証が行わなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に

務の局は、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。 5.434

カナダ、コロンビア、コスタリカ及びアメリカ合衆国では、3600-3700MHz の周波数帯又はその一部は、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17 号及び第9.18 号の規定も適用する。主管庁は、IMTシステムの基地局又は移動局を使用開始する前に、無線通信規則第9.21 号に基づき他の主管庁に同意を求め、他の主管庁の領域との境界で、時間率20%以上で、地上高3m地点での電力束密度(pfd)が、-154.5dB(W/(㎡・4kHz))を超えないことを確保しなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限値が満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3600-3700MHz の周波数帯における IMT システムを含む移動業務の局は、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

(略)

5, 436

航空移動(R)業務の局による 4200-4400MHz の周波数帯の使用は、国際航空標準に従って運用する航空電子機器内無線通信(WAIC)のためにのみ保留する。この使用は、決議第 424(WRC-15)の規定に従うものとする。

5.437

地球探査衛星業務及び宇宙研究業務における受動検知器の使用は、4200-4400MHz の周波数帯において、二次的基礎で許される。

5, 438

航空無線航行業務による 4200-4400MHz の周波数帯の使用は、航空機上の電波高度計及びこれと連携する地上のトランスポンダのために保留する。

(略)

5.441

固定衛星業務による 4500-4800MHz (宇宙から地球) 及び 6725-7025MHz (地球から宇宙) の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 30B 号に従わなければならない。固定衛星業務の静止衛星システムによる 10.7-10.95GHz (宇宙から地球)、11.2-11.45GHz (宇宙から地球) 及び 12.75-13.25GHz (地球から宇宙) の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 30B 号に従わなければならない。固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10.7-10.95GHz (宇宙から地球)、11.2-11.45GHz (宇宙から地球)及び 12.75-13.25GHz (地球から宇宙) の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関し、無線通信規則第 9.12 号の規定に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムの完全な調整情報又は通告情報を無線通信局が受領した日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

<u>5. 441A</u>

年版)の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。 5.434(未使用)

(略)

5.436(未使用)

5.437(未使用)

5.438

航空無線航行業務による 4200-4400MHz の周波数帯の使用は、航空機上の電波高度計及びこれと連携する地上のトランスポンダのために保留する。<u>ただし、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務における受動検知器の使用は、この周波数帯において二次的基礎で許される</u>(電波高度計からの保護は与えられない。)。

(略)

5.441

固定衛星業務による 4500-4800MHz (宇宙から地球) 及び 6725-7025MHz (地球から宇宙) の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 30B 号に従わなければならない。固定衛星業務の静止衛星システムによる 10.7-10.95GHz (宇宙から地球)、11.2-11.45GHz (宇宙から地球) 及び 12.75-13.25GHz (地球から宇宙) の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 30B 号に従わなければならない。固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10.7-10.95GHz (宇宙から地球)、11.2-11.45GHz (宇宙から地球) 及び 12.75-13.25GHz (地球から宇宙) の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関し、無線通信規則第 9.12 号の規定に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムの完全な調整情報又は通告情報を無線通信局が受領した日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

ウルグアイでは、4800-4900MHz の周波数帯又はその一部は、IMT の導入のために特定される。この特定は、この 周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優 先権を確立するものでもない。IMT の導入のためのこの周波数帯の使用は、隣接国の同意を得ることを条件とし、 IMT の無線局は、移動業務を行う他のアプリケーションの局からの保護を要求してはならない。そうした使用は、 決議第 223 (WRC-15、改) に従う。

# <u>5. 441B</u>

カンボジア、ラオス及びベトナムでは、4800-4990MHz の周波数帯又はその一部は、IMT を導入しようとする主管 庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げる ものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMT の導入のためのこの周波数帯の使用 は、無線通信規則第9.21号に基づく関係主管庁の同意を得ることを条件とし、IMT の無線局は、移動業務を行う他 のアプリケーションの局からの保護を要求してはならない。さらに、主管庁は、移動業務を行う IMT の無線局を使用開始する前に、この局によって生じる電力東密度が、沿岸諸国から公認された低潮線として定義される海岸線から 20km の地点で海抜 0m から 19km までの間で-155dB(W/(㎡・1MHz))を超えないことを確保しなければならない。この基準は WRC-19 での見直しに従うことを条件とする。決議第 223(WRC-15、改)参照。この特定は WRC-19 後に効力を有する。

#### 5.442

4825-4835MHz 及び 4950-4990MHz の周波数帯においては、移動業務に対する分配は、移動業務(航空移動を除く。)に限る。第二地域(ブラジル、キューバ、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラを除く。)及びオーストラリアでは、4825-4835MHz の周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに限定して、航空移動業務にも分配される。この使用は、決議第416 (WRC-07)に従い、固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。

(略)

#### 5. 443B

5030 MHz 以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないよう、5010-5030 MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム(宇宙から地球)内の全ての宇宙局により 5030-5150 MHz の周波数帯において地表面で生ずる総電力東密度は、150 kHz の周波数帯域幅において-124.5 dB (W/m²) を超えてはならない。4990-5000 MHz の周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないよう、5010-5030 MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務システムは、決議第 741 (WRC-15、改)で定められた 4990-5000 MHz の周波数帯における制限値に従わなければならない。

(略)

## 5. 444

5030-5150MHz の周波数帯は、精測進入着陸のための国際標準方式(マイクロ波着陸方式)の運用に使用する。この方式は、5091-5150MHz の周波数帯のその他の使用に優先する。5091-5150MHz の周波数帯の使用には、無線通信規則第5.444A 号の規定及び決議第114(WRC-15、改)を適用する。

#### 5. 444A

5091-5150MHz の周波数帯の固定衛星業務(地球から宇宙)への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクに限ることとし、無線通信規則第9.11A 号の規定に従って調整することを条件とする。移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクによる5091-5150MHz の周波数帯の使用は、決議第114 (WRC-15、改)に従うことを条件とする。さらに、航空無線航行業務が有害な混信から保護されることが確保されるように、航空無線

5. 442

4825-4835MHz 及び 4950-4990MHz の周波数帯においては、移動業務に対する分配は、移動業務(航空移動を除く。) に限る。第二地域(ブラジル、キューバ、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラを除く。) 及びオーストラリアでは、4825-4835MHz の周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに限定して、航空移動業務にも分配される。この使用は、決議第 416 (WRC-07) に従い、固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。

(略)

#### 5. 443B

5030MHz 以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないよう、5010-5030MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム(宇宙から地球)内の全ての宇宙局により 5030-5150MHz の周波数帯において地表面で生ずる総電力東密度は、150kHz の周波数帯域幅において-124.5dB(W/m²)を超えてはならない。4990-5000MHz の周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないよう、5010-5030MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務システムは、決議第 741 (WRC-12、改)で定められた 4990-5000MHz の周波数帯における制限値に従わなければならない。

(略)

#### 5. 444

5030-5150MHz の周波数帯は、精測進入着陸のための国際標準方式(マイクロ波着陸方式)の運用に使用する。この方式は、5091-5150MHz の周波数帯のその他の使用に優先する。5091-5150MHz の周波数帯の使用には、無線通信規則第5.444A 号の規定及び決議第114(WRC-12、改)を適用する。

# 5. 444A

付加分配: 5091-5150MHz の周波数帯 は、一次的基礎で 固定衛星業務(地球から宇宙) <u>にも分配する。この</u>分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクに限<u>り</u>、無線通信規則第 9.11A 号の規定に従って調整することを条件とする。

この周波数帯では、以下の条件も適用する。

航行業務の地上局を運用している主管庁の領域から450km未満の距離にある移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンク地球局と調整を行うことが求められる。

#### 5. 444B

航空移動業務による5091-5150MHzの周波数帯の使用は、以下のものに限る。

- 航空移動(R)業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港における地上での使用。この使用は、 決議第748(WRC-15、改)に従うものとする。
- 決議第418(WRC-15、改)に従った、航空機局(無線通信規則第1.83号参照)からの航空遠隔測定伝送。

(略)

# 5.446

付加分配:無線通信規則第5.369 号に掲げる国では、5150-5216MHz の周波数帯は、無線通信規則第9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。第二地域(メキシコを除く。)では、この周波数帯は一次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線通信規則第5.369 号に掲げる国及びバングラデシュを除く第一地域及び第三地域では、この周波数帯は、二次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線測位衛星業務による使用は、1610-1626.5MHz 及び2483.5-2500MHz の周波数帯で運用する無線測位衛星業務に接続するフィーダリンクに限る。地表面での総電力東密度は、全ての到来角について任意の4kHz の周波数帯域幅において-159dB(W/m³)を超えてはならない。

(略) 5.447E

付加分配: オーストラリア、大韓民国、インド、インドネシア、イラン、日本、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、スリランカ、タイ及びベトナムでは、5250-5350MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R 勧告 F. 1613-0に従うものとする。さらに、固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第 5. 43A 号の規定は、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護する固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後、将来の無線測位システムの導入にあたって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならない。

# 5. 447F

5250-5350MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。これらの業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 M. 1638-0及び ITU-R 勧告 SA. 1632-0に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

(略)

# 5. 450A

5470-5725MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、無線測位業務からの保護を要求してはならない。無線測位業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 M. 1638-0に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

- 2018年1月1日前の移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクによる使用は、決議第114(WRC-03 改)の規定に従う。
- <u>- 2016 年 1 月 1 日後は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンク用の地球局に新たな割当ては行</u> わない。
- 2018年1月1日後は、固定衛星業務は、航空無線航行業務に対して二次業務となる。

#### 5. 444B

航空移動業務による5091-5150MHzの周波数帯の使用は、以下のものに限る。

- 航空移動(R)業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港における地上での使用。この使用は、 決議第748(WRC-12、改)に従うものとする。
- 決議第418(WRC-12、改)に従った、航空機局(無線通信規則第1.83号参照)からの航空遠隔測定伝送。

(略)

#### 5.446

付加分配:無線通信規則第5.369号に掲げる国では、5150-5216MHz の周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。第二地域では、この周波数帯は一次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線通信規則第5.369号に掲げる国及びバングラデシュを除く第一地域及び第三地域では、この周波数帯は、二次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線測位衛星業務による使用は、1610-1626.5MHz及び2483.5-2500MHzの周波数帯で運用する無線測位衛星業務に接続するフィーダリンクに限る。地表面での総電力東密度は、全ての到来角について任意の4kHzの周波数帯域幅において-159dB(W/m²)を超えてはならない。

(略)

## 5. 447E

付加分配:オーストラリア、大韓民国、インド、インドネシア、イラン、日本、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、スリランカ、タイ及びベトナムでは、5250-5350MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R勧告F. 1613 に従うものとする。さらに、固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第5.43A号の規定は、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護する固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後、将来の無線測位システムの導入にあたって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならない。

#### 5. 447F

5250-5350MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。これらの業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 M. 1638 及び ITU-R 勧告 SA. 1632 に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

(略)

# 5. 450A

5470-5725MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、無線測位業務からの保護を要求してはならない。無線測位業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 M. 1638 に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

(略)

5, 454

業務の種類の地域差:アゼルバイジャン、ロシア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタン では、宇宙研究業務に対する 5670-5725MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。 5.455

付加分配:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キューバ、ロシア、<u>ジョージア</u>、ハンガリー、カザフ スタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、 5670-5850MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

(略)

5.456 (未使用)

(略)

5. 457A

5925-6425MHz 及び 14-14.5GHz の周波数帯においては、<mark>船上地球局</mark> は、固定衛星業務の宇宙局と通信することが できる。この使用は、決議第902(WRC-03)に従うものとする。ただし、5925-6425MHz の周波数帯において、固定衛 星業務の宇宙局と通信を行う船上地球局は、沿岸諸国から公認された低潮線から少なくとも 330km 離れた位置であ れば、あらゆる主管庁との事前の合意なしに最小口径 1.2mの送信アンテナを使用及び運用することができる。 5. 457B

5925-6425MHz 及び 14-14.5GHz の周波数帯においては、船上地球局 は、決議第 902(WRC-03)の規定に含まれる特 性及び条件下で、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、 ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、オマーン、カタール、シリア、スーダン、チュニジア 及びイエメンにおいて、二次的基礎の海上移動衛星業務で運用することができる。この使用は、決議第902(WRC-03) の規定に従うものとする。

5.457C

第二地域(ブラジル、キューバ、フランス海外県、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズ エラを除く。)では、5925-6700MHz の周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに使用 することができる(無線通信規則第1.83号参照)。この使用は、決議第416(WRC-07)に従い、固定衛星業務及び固定 業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。この使用は、 移動業務の他のアプリケーションや、この周波数帯に同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げる ものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

(略)

5.458C (未使用)

5.459

付加分配:ロシアでは、7100-7155MHz 及び 7190-7235MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って | 付加分配:ロシアでは、7100-7155MHz 及び 7190-7235MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って

(略)

5, 454

業務の種類の地域差:アゼルバイジャン、ロシア、<mark>グルジア</mark>、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンで は、宇宙研究業務に対する 5670-5725MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする (無線通信規則第 5.33 号参照)。 5.455

- 付加分配 : アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キューバ、ロシア、<mark>グルジア</mark> 、ハンガリー、カザフス タン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、 5670-5850MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

(略)

5.456

付加分配:カメルーンでは、5755-5850MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。 (略)

5. 457A

5925-6425MHz 及び 14-14.5GHz の周波数帯においては、<mark>船舶地球局</mark> は、固定衛星業務の宇宙局と通信することが できる。この使用は、決議第902(WRC-03)に従うものとする。

5. 457B

5925-6425MHz 及び 14-14.5GHz の周波数帯においては、<mark>船舶地球局</mark> は、決議第 902(WRC-03)の規定に含まれる特 性及び条件下で、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、 ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、オマーン、カタール、シリア、スーダン、南スーダン、 チュニジア及びイエメンにおいて、二次的基礎の海上移動衛星業務で運用することができる。この使用は、決議第 902(WRC-03)の規定に従うものとする。

5.457C

第二地域(ブラジル、キューバ、フランス海外県、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラを除く。) では、5925-6700MHz の周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに使用することができ る(無線通信規則第1.83号参照)。この使用は、決議第416(WRC-07)に従い、固定衛星業務及び固定業務に有害な混 信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。この使用は、移動業務の他の アプリケーションや、この周波数帯に同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、 また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

(略)

5.458C

固定衛星業務の静止衛星を用いたシステムによる 7025-7075MHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用を提案してい る主管庁は、1995 年 11 月 17 日後は、1995 年 11 月 18 日前にこの周波数帯で非静止衛星システムを通告し使用し ている主管庁の要請があった場合は、ITU-Rの関係勧告に基づいて協議しなければならない。この協議は、この周 波数帯での固定衛星業務の静止衛星システム及び非静止衛星システムの両方で共用での運用を促進する観点から 行われる。

5.459

同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。7190-7235MHz の周波数帯 において、地球探査衛星業務(地球から宇宙)に関して、無線通信規則第9.21 号の規定は適用しない。

5.460

深宇宙に係る 宇宙研究業務(地球から宇宙)システムによる電波の発射 は、7190-7235 MHz の周波数帯に影響を 与えてはならない。7190-7235MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来の固定業務及び 移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43A 号の規定は適用しない。

#### 5.460A

地球探査衛星業務(地球から宇宙)による 7190-7250MHz の周波数帯の使用は、宇宙機の運用のための追尾、遠 隔測定及び遠隔指令に限る。7190-7250MHz の周波数帯の地球探査衛星業務(地球から宇宙)の宇宙局は、既存及び 将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43A 号を適用しない。 無線通信規則第 9.17 号を適用する。加えて、固定業務及び移動業務の既存及び将来の置局の保護を確保するため に、非静止衛星軌道又は静止衛星軌道にある地球探査衛星業務の宇宙機を支援する地球局の位置は、隣接する国と の国境から最低でもそれぞれ 10km 及び 50km の距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でより 短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。

# 5. 460B

7190-7235MHz の周波数帯で地球探査業務(地球から宇宙)を運用している静止軌道上の宇宙局は、既存及び将来 の宇宙研究業務を行う局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43A 号の規定は適用しない。 (略)

# 5. 461A

気象衛星業務(宇宙から地球)による 7450-7550MHz の周波数帯の使用は、静止衛星システムに限る。この周波数 帯において 1997 年 11 月 30 日前に通告された非静止気象衛星システムは、その寿命の終了まで一次的基礎で運用 することができる。

#### 5. 461AA

海上移動衛星業務による 7375-7750MHz の周波数帯の使用は、静止衛星網に限る。

## 5. 461AB

7375-7750MHz の周波数帯において、海上移動衛星業務の地球局は、固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。) の局からの保護を要求してはならない。また、これらの局の使用と発展を妨げてはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。

(略)

# 5.468

付加分配:サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルンジ、カメルーン、中華人民共和国、 コンゴ共和国、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ガイアナ、インドネシア、イラン、イラク、ジャ ール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、セネガル、 シンガポール、ソマリア、スーダン、スワジランド、チャド、トーゴ、チュニジア及びイエメンでは、8500-8750MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

### 5, 469

同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。

#### 5.460

宇宙研究業務(地球から宇宙)による 7145-7190MHz の周波数帯の使用は、深宇宙に限る。深宇宙への発射 は、 7190-7235 MHz の周波数帯に影響を与えてはならない。7190-7235MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛 星は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号 の規定は適用しない。

(略)

### 5. 461A

気象衛星業務(宇宙から地球)による 7450-7550MHz の周波数帯の使用は、静止衛星システムに限る。この周波数 帯において 1997 年 11 月 30 日前に通告された非静止気象衛星システムは、その寿命の終了まで一次的基礎で運用 することができる。

(略)

# 5.468

付加分配:サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルンジ、カメルーン、中華人民共和国、 コンゴ共和国、コスタリカ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ガイアナ、インドネシア、イラン、 マイカ、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパ|イラク、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリ タニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和 国、セネガル、シンガポール、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア 及びイエメンでは、8500-8750MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5, 469

付加分配:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、リトアニア、モン | 付加分配:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、ハンガリー、リトアニア、モンゴ

ゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、チェコ、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8500-8750MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務及び無線航行業務にも分配する。

(略)

5.471

付加分配:アルジェリア、ドイツ、バーレーン、ベルギー、中華人民共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、フランス、ギリシャ、インドネシア、イラン、リビア、オランダ、カタール及びスーダンでは、8825-8850MHz及び9000-9200MHzの周波数帯は、一次的基礎で海上無線航行業務(海岸に設置するレーダーに限る。)に分配する。(略)

5.473

付加分配: アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キューバ、ロシア、<u>ジョージア</u>、ハンガリー、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8850-9000MHz 及び 9200-9300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。 5.474

9200-9500MHz の周波数帯においては、捜索及び救助用トランスポンダ(SART)は、適切な ITU-R の勧告に配慮をすることにより使用が許される(無線通信規則第31号参照)。

#### 5. 474A

地球探査衛星業務(能動)による 9200-9300MHz 及び 9900-10400MHz の周波数帯の使用は、9300-9900MHz の周波数帯内では十分に対応することができない 600MHz 以上の帯域を必要とするシステムに限る。この使用は、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、インドネシア、イラン、レバノン及びチュニジアから無線通信規則第9.21 号に基づく同意を得ることを条件とする。無線通信規則第9.52 号に基づく回答をしなかった主管庁は、調整要求に同意しなかったとみなされる。この場合、地球探査衛星業務(能動)を運用している衛星システムの通告主管庁は、無線通信規則第9条の第IID 節に基づき無線通信局の支援を求めることができる。

<u>5. 474B</u>

地球探査衛星業務(能動)で運用する局は、ITU-R 勧告 RS. 2066-0 に従う。

5. 474C

地球探査衛星業務(能動)で運用する局は、ITU-R 勧告 RS. 2065-0 に従う。

# 5. 474D

地球探査衛星業務(能動)の局は、9200-9300MHz の周波数帯の海上無線航行業務及び無線標定業務、9900-10000MHz の周波数帯の無線航行業務及び無線標定業務並びに 10.0-10.4GHz の周波数帯の無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

(略)

5.477

業務の種類の地域差:アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、リベリア、マレーシア、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、トリニダード・トバゴ及びイエメンでは、固定業務に対する 9800-10000MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33 号参照)。

(略)

ル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、チェコ、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8500-8750MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務及び無線航行業務にも分配する。

(略) 5.471

付加分配:アルジェリア、ドイツ、バーレーン、ベルギー、中華人民共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、フランス、ギリシャ、インドネシア、イラン、リビア、オランダ、カタール、スーダン 及び南スーダン では、8825-8850MHz 及び 9000-9200MHz の周波数帯は、一次的基礎で海上無線航行業務(海岸に設置するレーダーに限る。)に分配する。(略)

5.473

付加分配:アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キューバ、ロシア、<u>グルジア</u>、ハンガリー、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8850-9000MHz 及び 9200-9300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。 5.474

9200-9500MHz の周波数帯においては、捜索及び救助用トランスポンダ(SART)は、適切な ITU-R の勧告に配慮をすることにより使用が許される(無線通信規則第31号参照)。

(略)

5.477

業務の種類の地域差:アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、リベリア、マレーシア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、トリニダード・トバゴ及びイエメンでは、固定業務に対する9800-10000MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

(略)

#### 5, 480

付加分配:アルゼンチン、ブラジル、チリ、キューバ、エルサルバドル、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、パラグアイ、オランダ領アンティル、ペルー及びウルグアイでは、10-10.45GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。<u>コロンビア、コスタリカ、メキシコ及び</u>ベネズエラでは、10-10.45GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

#### 5.481

付加分配: <u>アルジェリア、</u>ドイツ、アンゴラ、ブラジル、中華人民共和国、コートジボワール、エルサルバドル、エクアドル、スペイン、グアテマラ、ハンガリー、日本、ケニア、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、パラグアイ、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア及びウルグアイでは、10.45-10.5GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。 <u>コスタリカでは、10.45-10.5GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</u>

#### 5.482

10.6-10.68GHz の周波数帯においては、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)はアンテナに供給される電力を-3dBW以下としなければならない。この制限は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として超過することができる。ただし、アルジェリア、サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、エジプト、アラブ首長国連邦、ジョージア、インド、インドネシア、イラン、イラク、ヨルダン、リビア、カザフスタン、クウェート、レバノン、モロッコ、モーリタニア、モルドバ、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、シンガポール、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン及びベトナムでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対するこの制限は適用しない。

(略)

#### 5, 483

付加分配:サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、中華人民共和国、コロンビア、大韓民国、コスタリカ、エジプト、アラブ首長国連邦、ジョージア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、モンゴル、カタール、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、タジキスタン、トルクメニスタン及びイエメンでは、10.68-10.7GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。この分配の使用は、1985年1月1日までに運用を開始したものに限る。

# (略)

# 5. 484A

固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10.95-11.2GHz (宇宙から地球)、11.45-11.7GHz (宇宙から地球)、第二地域の 11.7-12.2GHz (宇宙から地球)、第三地域の 12.2-12.75GHz (宇宙から地球)、第一地域の 12.5-12.75GHz (宇宙から地球)、13.75-14.5GHz (地球から宇宙)、17.8-18.6GHz (宇宙から地球)、19.7-20.2GHz (宇宙から地球)、27.5-28.6GHz (地球から宇宙)及び 29.5-30GHz (地球から宇宙)の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9.12 号の規定の適用に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報のいずれか及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報のいずれかの無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

#### 5.480

付加分配:アルゼンチン、ブラジル、チリ、コスタリカ、キューバ、エルサルバドル、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、パラグアイ、オランダ領アンティル、ペルー及びウルグアイでは、10-10.45GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。ベネズエラでは、10-10.45GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

#### 5.481

付加分配:ドイツ、アンゴラ、ブラジル、中華人民共和国、コスタリカ、コートジボワール、エルサルバドル、エクアドル、スペイン、グアテマラ、ハンガリー、日本、ケニア、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、パラグアイ、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、タンザニア、タイ及びウルグアイでは、10.45-10.5GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

#### 5.482

10.6-10.68GHz の周波数帯においては、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)はアンテナに供給される電力を-3dBW 以下としなければならない。この制限は、無線通信規則第9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として超過することができる。ただし、アルジェリア、サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、エジプト、アラブ首長国連邦、グルジア、インド、インドネシア、イラン、イラク、ヨルダン、リビア、カザフスタン、クウェート、レバノン、モロッコ、モーリタニア、モルドバ、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、シンガポール、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン及びベトナムでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対するこの制限は適用しない。

(略)

#### 5, 483

付加分配:サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、中華人民共和国、コロンビア、大韓民国、コスタリカ、エジプト、アラブ首長国連邦、グルジア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、モンゴル、カタール、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、タジキスタン、トルクメニスタン及びイエメンでは、10.68-10.7GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。この分配の使用は、1985年1月1日までに運用を開始したものに限る。

# (略) 5,484A

固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10.95-11.2GHz (宇宙から地球)、11.45-11.7GHz (宇宙から地球)、第二地域の 11.7-12.2GHz (宇宙から地球)、第三地域の 12.2-12.75GHz (宇宙から地球)、第一地域の 12.5-12.75GHz (宇宙から地球)、第一地域の 12.5-12.75GHz (宇宙から地球)、13.75-14.5GHz (地球から宇宙)、17.8-18.6GHz (宇宙から地球)、19.7-20.2GHz (宇宙から地球)、27.5-28.6GHz (地球から宇宙)及び 29.5-30GHz (地球から宇宙)の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9.12 号の規定の適用に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報のいずれか及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報のいずれか及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報のいずれかの無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

#### 5. 484B

決議第 155 (WRC-15) を適用する。

(略)

5.486

業務の種類の地域差:アメリカ合衆国では、固定業務による 11.7-12.1GHz の周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第5.32号参照)。

(略)

5.494

付加分配:アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マダガスカル、マリ、モロッコ、モンゴル、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、12.5-12.75GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5.495

付加分配:フランス、ギリシャ、モナコ、モンテネグロ、ウガンダ、ルーマニア及びチュニジアでは、12.5-12.75GHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

(略)

5.499

付加分配:バングラデシュ及びインドでは、13.25-14GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。 パキスタンでは、13.25-13.75GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

#### 5. 499A

固定衛星業務(宇宙から地球)による 13.4-13.65GHz の周波数帯の使用は、静止衛星システムに限り、2015 年 11 月 27 日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の衛星システムに関して無線通信規則第 9.21 号に基づく同意を得ることを条件とする。

# <u>5. 499B</u>

主管庁は、固定衛星業務(宇宙から地球)への一次的基礎での分配によって、13.4-13.65GHz の周波数帯に二次的基礎で分配した標準周波数報時衛星業務(地球から宇宙)の送信地球局の置局及び運用を妨げてはならない。 5.499C

13.4-13.65GHz の周波数帯の宇宙研究業務への一次的基礎での分配は、以下に限るものとする。

- 一 2015 年 11 月 27 日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止 衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の衛星システム
- \_ 能動宇宙検知器
- 一 静止衛星軌道にある宇宙局から関連する地球局へデータを中継するための宇宙研究業務(宇宙から地球)の 衛星システム

宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

#### 5. 499D

13.4-13.65GHz の周波数帯においては、宇宙研究業務(宇宙から地球)及び宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の衛

(略)

5.486

業務の種類の地域差: <u>メキシコ及び</u>アメリカ合衆国では、固定業務による 11.7-12.1GHz の周波数帯の分配は、 二次的基礎とする(無線通信規則第 5.32 号参照)。

(略)

5.494

付加分配:アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マダガスカル、マリ、モロッコ、モンゴル、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、12.5-12.75GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5.495

付加分配:フランス、ギリシャ、モナコ、モンテネグロ、ウガンダ、ルーマニア <u>タンザニア</u>及びチュニジアでは、12.5-12.75GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。 (略)

5.499

付加分配:バングラデシュ及びインドでは、13.25-14GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。 パキスタンでは、13.25-13.75GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

星システムは、固定業務、移動業務、無線標定業務及び地球探査衛星(能動)業務の局に有害な混信を生じさせて はならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

#### 5. 499E

13.4-13.65GHz の周波数帯においては、固定衛星業務(宇宙から地球)の静止衛星網は、無線通信規則に従って 運用している地球探査衛星業務(能動)の宇宙局から保護を要求してはならず、無線通信規則第 5.43A 号の規定は 適用しない。無線通信規則第22.2号の規定は、この周波数帯における固定衛星業務(宇宙から地球)に対する地 球探査衛星業務(能動)には適用しない。

### 5, 500

付加分配:アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、 ガボン、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、マダガスカル、マレー シア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、シンガポール、 スーダン、南スーダン、チャド及びチュニジアでは、13.4-14GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業 務にも分配する。パキスタンでは、13.4-13.75GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配す

(略)

#### 5, 501A

13.65-13.75GHz の周波数帯の 宇宙研究業務への一次的基礎での 分配は、能動宇宙検知器に限られる。宇宙研究 業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

(略)

#### 5.502

13.75-14GHz の周波数帯においては、静止衛星による固定衛星業務のネットワークの地球局の最小空中線口径は 1.2 mとし、また、非静止衛星による固定衛星業務のシステムの地球局の最小空中線口径は4.5 mとしなければな らない。さらに、無線標定業務又は無線航行業務の局から発射される1秒当たりの平均の等価等方輻射電力は、仰 角が2度を超える場合においては59dBW、仰角が2度以下の場合においては65dBWを超えてはならない。主管庁は、 この周波数帯において空中線口径が 4.5m 未満の固定衛星業務の静止衛星通信網の地球局を使用する前に、この地 球局から生ずる電力東密度が以下の値を超過しないことを確認しなければならない。

- 沿岸諸国により公認された <mark>低潮線</mark> 上での海抜 36m において、時間率 1%以上で-115dB(W/(m²·10MHz))
- 事前の同意が得られていない限り、この周波数帯において陸上移動レーダーを設置している又は設置予定の 主管庁の国境上での地上高3 m において、時間率1%以上で-115dB(W/(m<sup>2</sup>·10MHz))

空中線口径が 4.5m 以上の固定衛星業務の地球局については、いかなる発射の等価等方輻射電力も最低 68dBW と し、かつ、85dBW を超えてはならない。

(略)

#### 5. 504B

14-14. 5GHz の周波数帯における航空移動衛星業務の航空機地球局は、スペイン、フランス、インド、イタリア、 英国及び南アフリカ共和国の領域に位置する14.47-14.5GHzの周波数帯において観測を行ういかなる電波天文局に 対しても、ITU-R 勧告 M. 1643-0第1 附属書 C 部の規定に従わなければならない。

#### 5.504C

14-14. 25GHz の周波数帯においては、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、コートジボワール、エジプト、 ギニア、インド、イラン、クウェート、ナイジェリア、オマーン、シリア及びチュニジアの領域において航空移動|ド、イラン、クウェート、ナイジェリア、オマーン、シリア及びチュニジアの領域において航空移動衛星業務の航

#### 5, 500

付加分配:アルジェリア 、アンゴラ 、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、エジプト、アラ ブ首長国連邦、ガボン、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、マダガ スカル、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、 シンガポール、スーダン、南スーダン、チャド及びチュニジアでは、13.4-14GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定 業務及び移動業務にも分配する。パキスタンでは、13.4-13.75GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動 業務にも分配する。

(略)

#### 5. 501A

一次的基礎での宇宙研究業務による 13.4-13.75GHz の周波数帯の分配は、能動宇宙検知器に限られる。宇宙研究 業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

(略)

#### 5.502

13.75-14GHz の周波数帯においては、静止衛星による固定衛星業務のネットワークの地球局の最小空中線口径は 1.2 mとし、また、非静止衛星による固定衛星業務のシステムの地球局の最小空中線口径は4.5 mとしなければな らない。さらに、無線標定業務又は無線航行業務の局から発射される1秒当たりの平均の等価等方輻射電力は、仰 角が2度を超える場合においては59dBW、仰角が2度以下の場合においては65dBWを超えてはならない。主管庁は、 この周波数帯において空中線口径が 4.5m 未満の固定衛星業務の静止衛星通信網の地球局を使用する前に、この地 球局から生ずる電力東密度が以下の値を超過しないことを確認しなければならない。

- 沿岸諸国により公認された <del>下潮線</del> 上での海抜 36m において、時間率 1%以上で-115dB(W/(m²·10MHz))
- 事前の同意が得られていない限り、この周波数帯において陸上移動レーダーを設置している又は設置予定の 主管庁の国境上での地上高3 m において、時間率1%以上で-115dB(W/(m<sup>2</sup>·10MHz))

空中線口径が 4.5m 以上の固定衛星業務の地球局については、いかなる発射の等価等方輻射電力も最低 68dBW と し、かつ、85dBW を超えてはならない。

(略)

#### 5. 504B

14-14.5GHz の周波数帯における航空移動衛星業務の航空機地球局は、スペイン、フランス、インド、イタリア、 英国及び南アフリカ共和国の領域に位置する14.47-14.5GHzの周波数帯において観測を行ういかなる電波天文局に 対しても、ITU-R 勧告 M. 1643 第1 附属書 C 部の規定に従わなければならない。

#### 5.504C

14-14.25GHz の周波数帯においては、サウジアラビア、ボツワナ、コートジボワール、エジプト、ギニア、イン

衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力東密度は、影響を受ける主管庁による特別な同意がなければ、<u>ITU-R</u> 勧告 M. 1643-0第1 附属書 B 部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信 規則第5.29 号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

5, 505

付加分配:アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、オマーン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、スワジランド、チャド、ベトナム及びイエメンでは、14-14.3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

(略)

5. 506B

固定衛星業務の宇宙局と通信する船上地球局は、キプロス及びマルタからの事前同意の必要なしに、決議第902 (WRC-03) に示すこれらの国からの最小距離内において、14-14.5 GHz の周波数帯で運用できる。

(略)

5, 508A

14.25-14.3GHz の周波数帯においては、サウジアラビア <u>、バーレーン</u>、ボツワナ、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、フランス、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、ナイジェリア、オマーン、シリア、英国及びチュニジアの領域において、あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力東密度は、影響を受ける主管庁による特別の同意がなければ、<u>ITU-R</u>勧告 M. 1643-0第1附属書第B部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第5.29号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

(略)

5.509A

14.3-14.5 GHz の周波数帯においては、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、カメルーン、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、フランス、ガボン、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、シリア、英国、スリランカ、チュニジア及びベトナムの領域において、あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力東密度は、影響を受ける主管庁による特別の同意がなければ、ITU-R 勧告 M. 1643-0第1 附属書第 B 部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第 5.29 号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

# 5. 509B

放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)による、決議第 163 (WRC-15) に掲げる国に おける 14.5-14.75GHz の周波数帯の使用及び決議第 164 (WRC-15) に掲げる国における 14.5-14.8GHz の周波数帯の使用は、静止衛星に限る。

# <u>5. 509C</u>

放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)による、決議第 163 (WRC-15) に掲げる国に おける 14.5-14.75GHz の周波数帯の使用及び決議第 164 (WRC-15) に掲げる国における 14.5-14.8GHz の周波数帯の 使用においては、固定衛星業務の地球局の最小空中線口径は6mであり、かつ、空中線入力での最大スペクトル電力密度は-44.5dBW/Hz でなければならない。地球局は、陸上の既知の場所にあることを通告されなければならない。

空機地球局によって生ずる電力東密度は、影響を受ける主管庁による特別な同意がなければ、<u>ITUR</u>勧告 M. 1643 第 1 附属書 B 部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第 5.29 号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

5, 505

付加分配:アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、オマーン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、スワジランド、タンザニア、チャド、ベトナム及びイエメンでは、14-14.3GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

(略)

5. 506B

固定衛星業務の宇宙局と通信する船上地球局は、キプロス<u>ギリシャ</u>及びマルタからの事前同意の必要なしに、 決議第902(WRC-03)に示すこれらの国からの最小距離内において、14-14.5GHz の周波数帯で運用できる。

(略)

5. 508A

14.25-14.3GHz の周波数帯においては、サウジアラビア、ボツワナ、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、フランス、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、ナイジェリア、オマーン、シリア、英国及びチュニジアの領域において、あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力東密度は、影響を受ける主管庁による特別の同意がなければ、ITUR勧告 M. 1643 第 1 附属書第 B 部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第 5.29 号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

(略)

5. 509A

14.3-14.5 GHz の周波数帯においては、サウジアラビア、ボツワナ、カメルーン、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、フランス、ガボン、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、シリア、英国、スリランカ、チュニジア及びベトナムの領域において、あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別の同意がなければ、ITU-R 勧告 M. 1643 第1 附属書第 B 部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第5.29 号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

#### 5. 509D

決議第 163 (WRC-15) に掲げる国の 14.5-14.75GHz の周波数帯及び決議第 164 (WRC-15) に掲げる国の 14.5-14.8GHz の周波数帯において、主管庁が放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務 (地球から宇宙) の地球局の使用 を開始する前に、この地球局によって生じる電力東密度が、沿岸諸国から公認された低潮線として定義される全て の海岸から海側 22km の地点で海抜 0m から 19000m までの全ての高度において-151.5dB(W/(m²·4kHz))を超えないことを確保しなければならない。

#### 5. 509E

決議第 163 (WRC-15) に掲げる国の 14.50-14.75GHz の周波数帯及び決議第 164 (WRC-15) に掲げる国の 14.50-14.8GHz の周波数帯において、放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)の地球局の位置は、他の国との国境から最低でも 500km の距離を維持しなければならない。ただし、関係主管庁間でそれよりも短い距離での置局について明示的に合意がなされた場合を除く。この規定を適用する際は、主管庁はこれらの無線通信規則の関連部分及び関連する ITU-R 勧告の最新版を考慮するものとする。

# 5. 509F

<u>決議第 163 (WRC-15) に掲げる国の 14.50-14.75GHz の周波数帯及び決議第 164 (WRC-15) に掲げる国の 14.50-14.8GHz の周波数帯において、放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙) の地球局は、固定業務及び移動業務の将来の置局を妨げてはならない。</u>

# 5. 509G

14.5-14.8GHz の周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務にも分配する。ただし、そうした使用は、関連する地球局から静止衛星軌道の宇宙局にデータを中継する宇宙研究業務(地球から宇宙)を運用している衛星システムに限る。宇宙研究業務の局は、固定業務及び移動業務並びに放送衛星業務用フィーダリンクに限定した固定衛星業務、無線通信規則付録第30A号に基づく保護周波数帯を使用する関連する宇宙運用機能及び第二地域の放送衛星業務用フィーダリンクに有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

## 5.510

<u>決議第 163 (WRC-15) 及び決議第 164 (WRC-15) に従う使用を除き、</u>固定衛星業務(地球から宇宙)による 14.5-14.8GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダリンクに限る。この使用は、ヨーロッパ圏外の国のために保留する。<u>放送衛星業務用フィーダリンク以外による使用は、14.75-14.8GHz の周波数帯については第一地域及び第二地域では許されない。</u>

#### (略)

# 5. 511A

固定衛星業務(宇宙から地球)による 15.43-15.63GHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に定める調整に従うことを条件として、移動衛星業務の非静止システムのフィーダリンクに限定される。

# 5. 510

固定衛星業務(地球から宇宙)による 14.5-14.8GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダリンクに限る。この使用は、ヨーロッパ圏外の国のために保留する。

#### (略)

# 5. 511A

15. 43-15. 63GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配される。固定衛星業務(宇宙から地球 及び地球から宇宙)による 15. 43-15. 63GHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に定める調整に従うことを条件として、移動衛星業務の非静止システムのフィーダリンクに限定される。固定衛星業務(宇宙から地球)による 15. 43-15. 63GHz の周波数帯の使用は、事前公表情報が無線通信局により 2000 年 6 月 2 日前に受領されている移動衛星業務の非静止システムのフィーダリンクに限定される。宇宙から地球への方向では、地球局を有害な混信から保護するための局地地平線上の最小地球局仰角及び利得並びに最小調整距離は、ITU-R 勧告 S. 1341に従うものとする。15. 35-15. 4GHz の周波数帯の電波天文業務を保護するため、15. 43-15. 63GHz の周波数帯で運用する非静止移動衛星業務フィーダリンク(宇宙から地球)システム内の全ての宇宙局から 15. 35-15. 4GHz の周波数帯

(略)

5. 511C

航空無線航行業務で運用する局は、ITU-R 勧告 S. 1340<u>-0</u>に従って有効等価等方輻射電力を制限しなければならない。フィーダリンク地球局からの有害な混信から航空無線航行局(無線通信規則第 4.10 号の適用)を保護するために必要となる最低調整距離及びフィーダリンク地球局によって局所地平線に向けて送信される最大等価等方輻射電力は、ITU-R 勧告 S. 1340<u>-0</u>に従わなければならない。

5.511D (未使用)

(略)

5.512

付加分配:アルジェリア、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、コンゴ共和国、エジプト、エルサルバドル、アラブ首長国連邦、エリトリア、フィンランド、グアテマラ、インド、インドネシア、イラン、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、モンテネグロ、ネパール、ニカラグア、ニジェール、 オマーン、パキスタン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、スワジランド、チャド、トーゴ及びイエメンでは、15.7-17.3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

(略)

5. 513A

17.2-17.3GHz の周波数帯で運用される <u>能動宇宙検知器</u>は、無線標定業務及びその他一次的基礎で分配されている他の業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの発達を妨げてはならない。

5.514

付加分配:アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、カメルーン、エルサルバドル、アラブ首長国連邦、グアテマラ、インド、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、リトアニア、ネパール、ニカラグア、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、カタール、キルギス、スーダン及び南スーダンでは、17.3-17.7GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。無線通信規則第 21.3 号及び第 21.5 号に定める電力制限が適用される。

(略)

5, 521

代替分配:アラブ首長国連邦及びギリシャでは、18.1-18.4GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、固定衛士

において照射される総電力東密度は、いかなる電波天文観測所においても、50MHz の周波数帯域幅当たり時間率 2% 以上で-156dB(W/m²)のレベルを超えてはならない。

(略)

5. 511C

航空無線航行業務で運用する局は、ITU-R 勧告 S. 1340 に従って有効等価等方輻射電力を制限しなければならない。フィーダリンク地球局からの有害な混信から航空無線航行局(無線通信規則第 4.10 号の適用)を保護するために必要となる最低調整距離及びフィーダリンク地球局によって局所地平線に向けて送信される最大等価等方輻射電力は、ITU-R 勧告 S. 1340 に従わなければならない。

5. 511D

15. 4-15. 43GHz 及び 15. 63-15. 7GHz の周波数帯においては、1997 年 11 月 21 日までに完全な事前公表情報が無線通信局によって受領された固定衛星業務のシステムは宇宙から地球方向で、15. 63-15. 65GHz の周波数帯においては地球から宇宙方向で運用できる。15. 4-15. 43GHz 及び 15. 65-15. 7GHz の周波数帯においては、非静止宇宙局からの送信は、到達する全ての角度に対して、地表面電力東密度制限値-146dB(W/(㎡・MHz))を超えてはならない。主管庁は、15. 63-15. 65GHz の周波数帯において、ある到来角において-146dB(W/(㎡・MHz))を超える非静止宇宙局からの送信を計画している場合は、無線通信規則第9.11A号の規定に従って影響を受ける主管庁と調整する。15. 63-15. 65GHz の周波数帯において地球から宇宙方向で運用する固定衛星業務の局は、航空無線航行業務の局(無線通信規則第9.10 号の適用)に有害な混信を生じさせてはならない。

(略)

5.512

付加分配:アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、コンゴ共和国、コスタリカ、エジプト、エルサルバドル、アラブ首長国連邦、エリトリア、フィンランド、グアテマラ、インド、インドネシア、イラン、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、モンテネグロ、ネパール、ニカラグア、ニジェール、 オマーン、パキスタン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、セルビア、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ及びイエメンでは、15.7-17.3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

(略)

5. 513A

17.2-17.3GHz の周波数帯で運用される <u>宇宙能動検知器</u>は、無線標定業務及びその他一次的基礎で分配されている他の業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの発達を妨げてはならない。

5.514

付加分配:アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、カメルーン、エルサルバドル、アラブ首長国連邦、グアテマラ、インド、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、リトアニア、ネパール、ニカラグア、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、カタール、キルギス、スーダン及び南スーダンでは、17.3-17.7GHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。無線通信規則第21.3号及び第21.5号に定める電力制限が適用される。

(略)

5, 521

代替分配:ドイツ、デンマーク、アラブ首長国連邦及びギリシャでは、18.1-18.4GHz の周波数帯は、一次的基

星業務(宇宙から地球)及び移動業務に分配する(無線通信規則第5.33号参照)。無線通信規則第5.519号の規定も適 用する。

(略)

5, 524

付加分配:アフガニスタン、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、中華人民共 和国、コンゴ共和国、コスタリカ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、グアテマラ、ギニア、インド、イラン、 イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネ パール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、朝鮮民主主 義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びチュニジアでは、19.7-21.2GHz の周波数帯は一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この付加的使用は、19.7-21.2GHz の周波数帯にお ける固定衛星業務又は一次業務で分配されている 19.7-20.2GHz の周波数帯における移動衛星業務の宇宙局の電力 東密度にいかなる制限も課してはならない。

(略)

5. 527

19.7-20.2GHz 及び29.5-30.0GHz の周波数帯においては、無線通信規則第4.10 号は移動衛星業務には適用しない。 5. 527A

固定衛星業務の局と通信する移動する地球局の運用は、決議第156 (WRC-15) に従うことを条件とする。

(略) 5.530A

関連する主管庁間で別に合意がなされた場合を除き、当該主管庁の固定業務及び移動業務のいかなる局について も、第一地域及び第三地域の他の主管庁の領域における任意の地点の地上高 3m において、時間率 20%以上で-120.4  $dB(W/(m^2 + MHz))$ を超える電力東密度を生じさせてはならない。計算の実施にあたっては、主管庁は最新版の ITU-R勧告 P. 452(最新版の ITU-R 勧告 BO. 1898 を参照)を使用しなければならない。

(略)

5.530C (未使用)

(略)

5.536B

サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ブラジル、中華人民共和国、大韓民国、デンマーク、 エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、フィンランド、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、イスラ エル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、リトアニア、モルドバ、ノルウェー、オマ ーン、ウガンダ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、スロバ キア、チェコ、ルーマニア、英国、シンガポール、スウェーデン、タンザニア、トルコ、ベトナム及びジンバブエ では、25.5-27GHz の周波数帯の地球探査衛星業務で運用する地球局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要 求してはならず、また、それらの使用及び発達を妨げてはならない。

(略)

5. 543A

ブータン、カメルーン、大韓民国、ロシア、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、カザフスタン、マ レーシア、モルジブ、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、キルギス、朝鮮民主主|レーシア、モルジブ、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、キルギス、朝鮮民主主

礎で固定業務、固定衛星業務(宇宙から地球)及び移動業務に分配する(無線通信規則第5.33号参照)。無線通信規則 第5.519号の規定も適用する。

(略)

5, 524

付加分配:アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、 中華人民共和国、コンゴ共和国、コスタリカ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、グアテマラ、ギニア、イン ド、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モー リタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、 朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン 、タンザニア 、チャド、トーゴ及び チュニジアでは、19.7-21.2GHz の周波数帯は一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この付加的使用は、 19.7-21.26Hz の周波数帯における固定衛星業務又は一次業務で分配されている 19.7-20.26Hz の周波数帯における 移動衛星業務の宇宙局の電力東密度にいかなる制限も課してはならない。

(略)

5. 527

19.7-20.2GHz 及び29.5-30.0GHz の周波数帯においては、無線通信規則第4.10 号は移動衛星業務には適用しない。

(略)

5, 530A

関連する主管庁間で別に合意がなされた場合を除き、当該主管庁の固定業務及び移動業務のいかなる局について も、第一地域及び第三地域の他の主管庁の領域における任意の地点の地上高 3m において、時間率 20%以上で-120.4  $dB(W/(m^2 + MHz))$ を超える電力東密度を生じさせてはならない。計算の実施にあたっては、主管庁は最新版の ITU-R勧告 P. 452 (ITU-R 勧告 BO. 1898 を参照)を使用しなければならない。

(略)

5. 530C

21.4-22GHz の周波数帯の使用は、決議第 755 の規定に従うこと。

(略)

5. 536B

サウジアラビア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、中華人民共和国、大韓民国、デンマーク、 エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、フィンランド、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、イスラ エル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア 、リヒテンシュタイン 、リトアニア、モル ドバ、ノルウェー、オマーン、ウガンダ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、シリア、朝鮮民主 主義人民共和国、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、シンガポール、スウェーデン、スイス、タンザニア、 トルコ、ベトナム及びジンバブエでは、25.5-27GHz の周波数帯の地球探査衛星業務で運用する地球局は、固定業務 及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、また、それらの使用及び発達を妨げてはならない。

(略)

5. 543A

ブータン、カメルーン、大韓民国、ロシア、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、カザフスタン、マ

義人民共和国、スーダン、スリランカ、タイ及びベトナムでは、31-31.3GHz の周波数帯における固定業務への分配 は、高高度プラットフォーム局(HAPS)による地上から HAPS の方向にも使用できる。HAPS を用いたシステムによ る 31-31.3GHz の周波数帯の使用は、上記の国の領域内に限定し、他の種類の固定業務システム、移動業務システ ム及び無線通信規則第5.545号の規定に従って運用されるシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、 それらのシステムからの保護を要求してはならない。さらに、HAPS は、それらの業務の発達を妨げてはならない。 31-31.3GHz の周波数帯における HAPS を用いたシステムは、最新版の ITU-R 勧告 RA.769 に示す保護基準を考慮して、 31.3-31.8GHz の周波数帯に 一次的基礎での分配 を有する電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。衛 星受動業務を保護するため、31.3-31.8GHz の周波数帯における HAPS 地上局のアンテナの不要電力密度レベルは、 晴天時には-106dB(W/MHz)に制限しなければならず、また、雨天時には降雨減衰を考慮し、受動衛星への実効的 な影響が上記晴天時の影響を超過しないことを条件として、-100dB(W/MHz)まで増加することができる。決議第 145 (WRC-12、改) 参照すること。

(略)

5.545

業務の種類の地域差:アルメニア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究 業務に対する 31-31. 3GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5, 546

業務の種類の地域差:サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エジプト、アラブ首長国 連邦、スペイン、エストニア、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イラン、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モ|連邦、スペイン、エストニア、ロシア、グルジア、ハンガリー、イラン、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モル ルドバ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、英国、南アフリカ 共和国、タジキスタン、トルクメニスタン及びトルコでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対する 31.5-31.8GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

(略)

5.550

業務の種類の地域差:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、キルギス、タジキス タン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する 34.7-35.2GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする (無 線通信規則第 5,33 号参照)。

(略)

5.551H

(略)

これらの epfd 値は、ITU-R 勧告 S. 1586-1 に示す方法及び ITU-R 勧告 RA. 1631-0に示す電波天文業務の参照アン テナパターン及びアンテナの最大利得を使用して求められなければならず、かつ、全方位角及び電波望遠鏡の最小 運用角度 θ minを超える仰角(通告情報がない場合、基本設定値である 5 度を採用する。)の範囲に適用しなければ ならない。

(略)

(略)

5.559A(未使用)

#### 5. 559B

無線標定業務による 77.5-78GHz の周波数帯の使用は、自動車に設置したレーダーを含む地上で使用するアプリ ケーションのための近距離レーダーに限る。これらのレーダーの技術特性は、最新版の ITU-R 勧告 M. 2057 に規定

義人民共和国、スーダン、スリランカ、タイ及びベトナムでは、31-31、3GHz の周波数帯における固定業務への分配 は、高高度プラットフォーム局(HAPS)による地上から HAPS の方向にも使用できる。HAPS を用いたシステムによ る 31-31.3GHz の周波数帯の使用は、上記の国の領域内に限定し、他の種類の固定業務システム、移動業務システ ム及び無線通信規則第5.545号の規定に従って運用されるシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、 それらのシステムからの保護を要求してはならない。さらに、HAPSは、それらの業務の発達を妨げてはならない。 31-31.3GHz の周波数帯における HAPS を用いたシステムは、ITU-R 勧告 RA.769 に示す保護基準を考慮して、 31.3-31.8GHz の周波数帯に 一次分配 を有する電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。衛星受動業務 を保護するため、31.3-31.8GHz の周波数帯における HAPS 地上局のアンテナの不要電力密度レベルは、晴天時には -106dB(W/MHz)に制限しなければならず、また、雨天時には降雨減衰を考慮し、受動衛星への実効的な影響が上 記晴天時の影響を超過しないことを条件として、-100dB(W/MHz)まで増加することができる。決議第145(WRC-12、 改)参照すること。

(略)

5.545

業務の種類の地域差:アルメニア、グルジア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業 務に対する 31-31.3GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする (無線通信規則第 5.33 号参照)。

5, 546

業務の種類の地域差:サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エジプト、アラブ首長国 ドバ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、英国、南アフリカ共 和国、タジキスタン、トルクメニスタン及びトルコでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対する 31.5-31.8GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

(略)

5.550

業務の種類の地域差:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、<mark>グルジア</mark>、キルギス、タジキスタ ン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する 34.7-35.2GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無 線通信規則第5.33号参照)。

(略)

5.551H

(略)

これらの epfd 値は、ITU-R 勧告 S. 1586-1 に示す方法及び ITU-R 勧告 RA. 1631 に示す電波天文業務の参照アンテ ナパターン及びアンテナの最大利得を使用して求められなければならず、かつ、全方位角及び電波望遠鏡の最小運 用角度 θ min を超える仰角(通告情報がない場合、基本設定値である 5 度を採用する。)の範囲に適用しなければな らない。

(略)

5.559A(未使用)

# する。無線通信規則第4.10号の規定は適用しない。

(略)

5.562D

付加分配:大韓民国では、128-130GHz、171-171.6GHz、172.2-172.8GHz 及び173.3-174GHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。<u>この脚注に示した周波数帯で運用する大韓民国の電波天文局は、無線通信規則に従って運用している他の国の業務からの保護を要求してはならない。また、これらの業務の使用と発展を妨げてはならない。</u>

(略)

(略)

5. 562D

付加分配:大韓民国では、128-130GHz、171-171.6GHz、172.2-172.8GHz 及び 173.3-174GHz の周波数帯は <u>、2015年まで</u>、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

(略)